

## 委員会録

- 名称 予算特別委員会（2日目）
- 日時 令和4年3月16日午前9時30分から至午後4時34分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦  
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

## 令和4年和東町予算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

昨日15日に引き続き、予算特別委員会を再開をいたします。

昨日と同様、質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問していただくようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから質疑を続けます。

○委員長（岡田 勇君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

では、質問させていただきます。昨日、村山議員が一番最初に職員の採用についてのことを聞かれました。今年はどうもいらっしゃらないということで、定年で退職されていかれる方も毎年いらっしゃると思いますが、何年か前から財政が非常に苦しいとき、採用の時期がなかったそうですから、ちょっと間隔は空いておりますから、持続性のあるうちみたいな公共団体とかいろんなところは、やはり毎年一定の職員を採用していかなかったからこのままちょっと詰まり事ができてきてるっていうことは、それだけ財政がひっ迫してたっていうことなんですよ、和東町が。はっきり言うてパンク寸前だったんですよ。町長、就任されたとき、そんな状態だったでしょう。そして、いろんなことを直して行って、直して行って、人口も減ってきたから職員数もその定数に合わせていかないと駄目だということになってきて、職員数も今の現在の状態になってます。それでも今度また3,000人になって、またもっと下になるはずですから。国が決めてますからね、定員は。でも、今年なかったということは、また来年にその分を一人増やさないと駄目。そして、また優秀な職員が来てくれたらいいんですけど、割と、はあっと思うようなことありますもんね。どんな面接のとき

にどのような感覚で採用されてるのか、その辺のことをちょっと疑うときあります。優秀な職員もいらっしゃいますよ。ちょっと規格外れの方もいらっしゃいますもんね。私、議会でしか分かりませんし、また馬場課長のところの職員の方とか竹谷君とこの職員の方、そして草水さんのところかな、ぐらいかな、関係すんのは、私には。でも、やはり職員は職員なりの資質を持って勉強して、そして上の方に教え込んでもらって、そしてこなしていかないと駄目ですわね。やはり一生短いんですから、自分に合った仕事を見付けないと。職業の選択は憲法で保障されてるんですから。私、何回も言いますでしょう。1回こっきりとの人生なんですから、よくそのことは職員の方にも教えてあげてください。

そして、今年の22年のカレンダーですけど、大体、平均1月から12月までやったら出勤日数が大体フルで15日から20日ですわ。でも、私の知るところによると、17日ぐらいしか出てないでしょう、皆さんね。いろんな休みとかいろんなことありますから。今度、監査でなされる方、なっておられる方、月に月例監査があるんですから、タイムカードのところに行って、タイムカードをこうして見たらいいですよ。どのぐらい出てるか、すぐ分かるんですから。ここ8時30分ですから、始まりが。8時29分、8時28分に出てくるような職員がいるのはおかしいですよ。手前勝手なことを言いますが、私、湯船区の区長させてもらってますけど、事務所にいつでも就任4月1日から6か月間、7時40分頃行ってましたよ。私がそんだけ早いこと来てたら職員の3人全部、10分前ぐらいには必ず来ましたよ。今、私、8時か8時5分頃行きますけど、必ず来てもう仕事してますよ、3名とも。そんな状態ですよ。それが当たり前ですよ。和東町の町民の税金で雇ってもらってるんですから、そうでしょう。湯船区民の税で私んところの職員雇ってるんですよ。当たりのことですよ。そして、うちの新しい職員一人雇いましたけれど、面接もちゃんとしましたよ。作文書いてこいって言いましたよ、湯船区の現状っていうのを400字詰め原稿用紙7枚から8枚書けて。ちゃんと書いてきましたよ。そのぐらいですよ、うちの職員雇う

んでも。できるんですから、当たり前のことしてるんですから、それが。和東町の職員ができないことないでしょう。地方公務員ですよ。湯船の職員、地方公務員じゃないですよ。皆さんみたいに優遇されてませんよ。そうですから、町長もう少し、副町長も職員教育しっかりしないと、私はそういうふうに思います。大変ですけど、それが当たり前ですもの。そんなもん、たばこなんてのましませんよ、私のところは。職場放棄ですよ、朝の8時30分から座って、夕方5時15分まで働くのが。12時から1時がごはんのときで、そのときたばこのんだらいいんですよ。上司にどどこ行きますって言うて机離れるのが当たり前ですから、そんなこと全部、当たり前のこと教えてるでしょう。それがぶらっとたばこなんてのみに行くなんてもってのほかですよ。職場放棄ですよ。懲戒免職ですよ、そんなものは。それを教えてないから、ぶらっとしてたばこのみに行ったりするんですよ。そういうことをしっかり教育してください。

そしたら次に、水道のことで値上げの件で質問します。

町長、私、値上げに絶対反対じゃないんですよ。前から値上げしないと駄目だと言ってたほうですよ。一遍に上げるからこのようなびっくりするような数字になるんですよ。10を5にして、そしてまだちょっとだけって、ちょっとだけですけど、町長の言葉聞いたら。ちょっとだけ上げますって言うけれど、そんなもの小学生の高学年でも分かるじゃないですか、10を5にしてから上げてあれしたら倍近くになるっていうことは。長いこと上げてなかったって昨日も言っておられましたよね。それは町長、町長の手腕でしょう、何かやっぱりあったんでしょう。上げるとき上げなかったら、物を作るのに、お金借りて作ったら必ず返さないとき、最高のピークって分かるじゃないですか。それは平成37、8年頃から40年近くのとときにはピークになるんでしょう。そのときは令和じゃないですから、平成やと思いますわ。2027、8年から30年近くなったらピークになりますよって、その返し方っていうのは分かるはずですよ。それやったらそれなりにこのときに上げとかなあかん、そのときや

ったら20ちょっと押さえて17、8で皆さんに納得していただいて、次またそのステップのときに何ぼ上げたらなるんでしょうかなっていうて上げ方してるはずですよ。どこの町でも、どこでもそうやってやっておられますわ。そやなかったら、一遍に上げるからこういうような反動起こるんですわ。私は上げないと駄目なほうのものですから、やっていけないのは目に見えてるんですから。なぜ、そのことを考えないでこんなことやったんですか。それでいて、水道委員会で説明しましたいうて、うちの水道委員に出てもらってる方に聞いたら、2回か3回水道委員会でちょこっと話あっただけやって。これも同じこと言いますけれど、最後、委員長に一任だって。そんなんあかんやん、ちゃんと賛否取ってもうて、自分の意見は言うてこんなって。何しに行ってたんやって私、言いましたよ。そんな状態で持ってきて、そして議会の方でもそんな議論潰しましたか、余り、しませんでしたでしょう。最初、馬場課長の説明やったら25近くの数字言ったら、25でもきついなと思いながら私聞いてたんですけどね、馬場課長。それがどっこい開いたらこんな数字になってきたんですよ。そうだから、私、強烈に反対してるんですよ。

そしてまた町長、署名もらったときの代表の共同代表に林辰男さんも北澤さんも町長の選挙、21年前の一番最初のときの一番の支援者だったでしょう。そういう方が町長に面会求めて持っていったんですよ。そのとき町長いなかったでしょう。どれだけ忙しかったか知らないですけど、礼儀があるでしょう。21年前を思い出してくださいよ。そのときの行ったメンバー、議会議員で行ったの、私と竹内さんと中井良樹でしょう。それだけ町長を支援したんですよ、みんな。それがこんなびっくりするようなことになって、そやから林さんでも、一回いさめんなあかん。北澤さんでもそうでしょう。北澤さんなんて総務課長までやってたん違いますか。よくよく分かっておられる方ですよ。もう一度、町長、頭冷やして、2日でも3日でもええから、4日でもええから考えて、議長に言うて、全員協議会開いて、やるんなら絶対やりますって言うてください。値上げします。一回、立ち止まって、そしたらまた数字の見直し

をさせてもらって、このぐらいの数字で皆さんどうですやろ。そして、また今度のと  
きこれぐらい上げないと駄目です。そのときもまたよろしく賛成してくださいよ、よ  
ろしくお願ひします言うたら、皆さん同意しますよ。反対する者誰もいませんよ。一  
回、立ち止まらん。今、ここで町長、どんと突っ張ってしまったら、昨日テレビ見  
てましたら、徳島の37歳の女性の市長、リコール運動されてるじゃないですか。徳  
島20万人ぐらいの人口ですよ。4万5,000票か4万3,000票で取って当選し  
てるんですよ。7万5,000ぐらいリコールの票集まってるんですよ。リコール成  
立しますよ、こんなのは。そんな状態ですよ。1,400人署名運動集まってるん  
ですよ、和東でも。3,000ちょっとですよ、うち。1,000票書いてもらったらリ  
コールになりますよ。私、そこまですなつて言いますけれど。そんな状態ですつて、  
皆さん、びっくりされてますもん。

そして、町長、よそから入ってきてもらって、和東町の人口ちょっとでも多くしな  
いと駄目なんだ。そして、若い人たちが住んでもらえるような状態にしないと駄目だ。  
若い人、子供いて、学校へ通わせて、幼稚園行かしたり、そしてなんやかんやして  
たら、今水道料金が倍になる、電気代も大分高くなってますわ。ウクライナの侵攻だ  
けで値上がりしたんじゃないんですよ。全体的に全部、高くなってきてるじゃないで  
すか。それにまだ追い打ちかけてるんですよ。もっともっと人が来れなくなるじゃな  
いですか、若い人来てくれって言ったって。絵に描いたもちやないですか、それやっ  
たら。そんなところに一生懸命、施策を講じて、ああ、これやあれや言うて踊ってわ  
あつてやってて、何一つええことないじゃないですか。誰が来てくれるんですか。も  
っともっと住みよい町いっぱいあるって言うじゃないですか。

○委員長（岡田 勇君）

小西委員、質問中誠に悪いんですけど、余り長くなると何をおっしゃってるかわか  
らなくなりますので、簡潔明瞭に。

○8番（小西 啓君）

それでは、今ちょっと言いますから。

町長、1,400人の署名をどのような感じでおられますか。それとも、一度立ち止まって、そしていろんなことをする考えありますか。それと、職員の件、この3点まず答えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、小西議員から頂きましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。非常にいろいろと力強いご質問を頂いたんですけども、最初に職員の件ですが、やはりまちづくり、仕事をしていくのは職員であって人の力であります。そういう意味において、職員になっていただく方の採用に当たっては非常に私どもも一生懸命やっていると。今まででしたら、取り入れてなかった各課長による、またグループで討議をさせていただいたりとかいろんなことを入れながら努めているところであります。これは今、小西議員が言われたように、やはり大事だと、そういう認識をいたしております。そういうことで、これからも人材の確保に努めてまいりたいと、このように思います。これは1点はそうです。

それともう一つ、この簡易水道の前提として今、小西議員も質問の中にも経過を言うていただいております。確かにこの地方公営企業というのは、地方財政法の6条によってきちっと決められておる。そういう中で、これからいろんな投資しながら、それに基づいて原則でできる限りのところに努めてまいりました。小西議員が言われるように、その苦しいときに上げたらいいと、それなかなか、そやなしに、解釈できる努力をしながらやってまいりました。その中で、小西議員も監査委員はしていただいているときあろうかと思いますが、やはり監査委員さんからもよく言われましたのは、簡単な値上げというよりもやっぱし滞納になっている人と、そういうものを入れていかないとなかなか公平性が保てないと、そういう意見等も頂いとったことも経緯がご

ございます。そういうことを含めていきますと、この辺のところはいろんな面においても指摘をいただいていると。皆さんから今、小西議員が言われるように、値上げするのはやむを得ないというところはもう皆さんから頂いておるところであります。

そういう中で今回、署名を頂きました。この辺のところは正直なところ、昨日も答弁させていただきましたが、多くの方というのは、これは真摯に受け止めていかなければならない。一方、こうした水道状況、水道会計の実情が住民にもお示しできなかった。また、今言われますように、もう少しいろんな中でも回数を持ちながら十分やっていかないと、そうやって議論をしていただくと、それが十分だったとか、その辺になってくると、この数字見てきてると結果からして、やっぱり昨日のようにこの辺についてはもう少し、これから先の行政に生かさせていただきたいと、こういうふうに答弁させていただきました。

この水道法については、地方財政法6条とか、公益企業の独立の原則とか、こういう観点から私はやむを得ない。そういうのを前のこの水道法の値上げのときにもこの議会で議論していただいて、そして議員の皆さんにも本当に上げるのは心苦しい、皆さんそうなんです。皆さん、私もそうなんです。しかし、こういう実情から将来の安心安全な水を給水していく、この責任を考えたときには、これもやむを得ないという苦渋の判断をこの議会でもしていただきました。この苦渋の判断というのは、執行者にとっては非常に大事であり、これは非常に重いものであります。そういうことで、今、小西議員から立ち止まってどうだ、そういう内容ではないと私はそういうことを申し上げてきました。しかし、こうした署名の事実、そうした多くの方のこれは私はこれからも真摯に受け止め、これからのまちづくりに生かさせていただく。この決意を新たにしているところであります。

中には、今個人的な話も出されました。いわゆる私が一番町長に出てきた頃のご支援という話でいただきました。これは個人的なことであろうと思いますが、私の署名を見させていただきましたら、多くの方の署名の名前が挙がってます。私の身内、そ



うした方からも多く、そして私の地元、そのときには私は申し上げました、私のところ、そんでかまわない。私はそうして来てこられる人間関係がある。私はいいけども、どうでも自由にそれは個人の判断だろうと私は思っております。だから、そういうことを考えますと、非常に多くの方はそういう値上げというのはみんなそれはかなわないということでもあります。しかし、そういう署名された中でも、私は町長、大変だねと、したけどもやっぱし、多くの町の人のために頑張ってくださいって花まで届けてもらったことには涙をしたときがあります。

そういうことでいろんな形で今ありますが、どうしても私はやはり和東町の今までからやってました水道の値上げの前にやらなきゃならんこと一番ありました。やはり濁って、雨のときには水飲めない。また、そういうとき言われたときに、これは改善しなきゃならない。一時的には西部水道、東部水道、そして最終的には5,000人未満の人口になりましたから簡易水道一括統源一元化、この事業に私はこの町長就任させていただいて一途に取り組んできたところであります。これは水については、私は非常に住民にとって大事なことだと思っておりますので、これは私はもう一途に取り組んできました。このときの取り組んできた金額、建設課長に、事業課長に聞きましたら、今まで取り組んだ金額、大体何ぼぐらいになると。50数億になると言われました。これほどかけても安心して、これからも安定して、そして住民の命を守る、この仕事は私は今でも大事な仕事であったと確信しております。これのところ、もう少し説明をできていなかった。この点、これからも説明をしていく中で、この安心安全な給水の責任をまっとうするところの責任をこれをはっきりしていかなきゃならない。だからそういうことを考えていきますと、今回の水道の値上げ、この簡易水道の独立採算制の原則、地方財政法6条の規定にも関わってくる問題であります。そういうことをぎりぎりの線で今回お願いいたしました。この辺のところは、先ほど申し上げましたように、個人的だと申し上げましたが、共にまちづくりをしたり、議会でお世話になった方についても、そのところはよくご理解いただけるものと思っ

ております。また、そうしたことで今後、安定した給水でご理解いただけるものだと私は信じております。そういう意味で今回の水道というのは、立ち止まったって先は同じことと、そういうことでご理解をひとつよろしく願いして、小西議員の答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

小西委員、先ほども申しましたように、短く簡単明瞭にまず質問をしていただくこと。それから町長、今のお答えも簡単明瞭に答えていただかないと、二人で議論するのは、それはテレビを見ておられる方については分からない。何をどうして、ただ値上げが反対なのか賛成なのかっていうことはですけども、もう少し簡単明瞭に、どちら側も簡単明瞭にお願いいたしたいと思います。

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

町長、そういうような私も回りくどく言ったのもあれですけど、地方公営企業法とか今、水道施行規則とかいろんなことが書いてありますけれど、料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし合わせて公正な妥当なものでなければならないと、これは水道法で書いてあるんですよね。そして、次に水道施行法では、料金がおおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるだけ、これバランスですよ、平均を保つことができるように設定されるものでなければならないということなんですけれど、3年では余りにも短すぎるから、やはり一定の期間を空けて上げるときは上げなければ駄目だということ言ってるんですよ。それが守られてなかったんですよ。だから、こういうようないびつな値上げの状態になったということなんです。それはやはり反省してもらわないと。自分のために、我が田のためにこれをやったら駄目なんです。借金したら、さっきも言いましたけど、返済するときには分かっているんですから、そんなことは。今更そんなことを言うて7年、8年先のときにはいっぱいになりますから、返すの。それじゃあ、値上げせんことにはどうにも回りませんねん、

そんなこと言ってもらっても駄目ですもんね。

それでまた馬場課長、馬場課長もこのことはよう水道法とかいろんなこと、公営企業法とかそら勉強されて、いろんなことやっておられて値上げについての相談は町長とされてるはずですけど、やはりこのことはよく知っておられましたよね。私は知っておられるから、やはりやっておられたと思いますよ。私もこれ、勉強させていただきました。中身こんなこと、細かいこと言うたらまたしつこうなる、細かすぎるって言われますからもう言わないですけど。そんな状態です。そうだから、もう少し水道の値上げの件に関してはよく考えないと、次に起こることが本当に無駄な無駄な無駄な時間を費やして、がたがたがたがたがたがたやっ、和東町民をはだはだにするようなことになったっていうことですよ。

何にも上げんなって言うてないんですよ。上げなきゃ駄目なんですから。上げなかったらパンクするんですから、そんなこと分かりきったことですから。突飛な数字を出したら駄目ですよ。水道はそういうようなことで、このようにしときますけれど、もう一度考えるようにしてください。これはまず、次ですよ。また答えてくださいね。

そして馬場課長、今、入札されて工事請負されますよね。そしたら、ブロックについてちょっと例を挙げましょうか。今、私、先ほども馬場課長に確認取ってんけど、草竹のブロックって1平米で8個ですよ。そしたら、10メートルで0、5、10としてやりましょうか、長さがね、延長がね。そのときに500個使ったと、草竹のブロック。草竹のブロック500個使ったらあれですか、1個ずつ写真撮れって言いますか。メートル上がり、1メートル上がり、2メートル上がり、3メートル、5メートル上がりぐらいで1枚ずつ写真撮っていきますわね、0と5と10で。5メートル、10メートルですよ、3か所ですよ。そんな写真の撮り方しますよね。それが当たり前やと思います。そして、私、森林組合から松食い虫の伐倒頼まれまして、うちでやってるんですけど、竹谷課長、1枚ずつ500本写真撮れなんて言われとるんですよ。できるわけないやないですかって、竹谷課長に言うたら、そんなことお互いに

信用の中でしてるんですから、うちはやってもらってそんなことようよう分かってますって竹谷課長言っておられましたけれど、やはりお互いに工事とかそんなんは全部信頼関係ですよ。500個積んで、500個もブロック写真撮らせますか、業者に。そんな状態なんです。私のところはもう来年、今年も予算200何ぼ上がってましたけど、しませんからね。やりませんから。私がやらないって言ったらやらないんですから。それもそんな状態です。やはりまた工事とかいろんなことを信頼関係でやらせていただきたいと思います。そういうことですので、その辺のことも教えてください。

次に、これも建設に係ることですけど、総合建設の竹谷課長、今、インターネットで出てるん知っておられますか。和東町がプロポーザルでルールを破り、審査結果に従わず、設計者を選定と書いてありますよね。ということは、私、委員会で聞いたでしょう。1着は何点ですか、2着何点ですか。そして、なられたとはどこですか。そしたら、2着の方が1着を破ってなられましたと言われましたよね。1着というのは、普通このような仕事のときは大体、無難なことで行政っていうのは1着の方に、1位ですよ、1着って、1位の方にお願いするのが筋ですよ。うちのやり方は、1、2、3やなくて、2、1、3ですよ。金、銀、銅やなくて、銀、金、銅ですよ。いろはのい逃して、ろからやるんでしょ。そんな逆のことやってるんですよ。そうだから、こういうようなインターネットで全国的に和東町が問題起こしたいうようなことが結果になるんですよ。私、インターネットしてませんよ。私の親しい人がおって、全部持ってきてくれて、こんなん知ってるか、知らんわな、あんた、啓さん、インターネットなんてしゃーひんもんちゅうて私に教えてくれましたよ、大分前に。これ、どう思われますか。

この3点でひとつよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど、値上げにはやっぱり理解していただくということで、その都度必要なときに値上げする必要があったんやないかと、こういうことであったと思います。特に、私もそのところは何とかというところで、そしてよく小西議員も言われておりますようにやっぱり滞納を減らしていくという、そういうところからきちっとしていくというのが大事だろうというふうに受け止めておりました。しかし、そういう時期を逃すと大変だと、こういう事態が起こるんだという今のご質問ですけれども、やはり上げるべきときは上げなきゃならないと、これのところが一つの教訓として次に生かしていただきたい。やはり、ある意味で徹底的に努力できないと、最後に努力できないとやっぱりこういうことを招くんであったら、やっぱり必要なときはそのときに上げていくべきだと、そういう判断をいたしました。これからそういうことを生かして、教訓にして、上げるべきときには、上げるというのも選択肢の大きな大事な要素だと理解させていただきました。そういうことで、これからもそういう今のご質問を頂きながら、教訓としてやらせていただきたい、このように思います。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

小西委員の質問にお答えさせていただきます。先ほど頂きました質問でございますが、基本的に道路工事につきましては段階確認っていう形で行っております。標準的に取ってるオーダーの段階で1メートル上がり、基礎でしたら基礎の出来高、1メートル上がり、2メートル上がりっていうことでのり高で上がって行って、最後に検査をするということで、段階に応じて検査させていただいておりますので、一枚一枚の写真というそういうような細かいところまでは業者のほうにお願いはしておりません。

○委員長（岡田 勇君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

小西議員のご質問にお答えいたします。本町のプロポーザル審査につきまして、3月11日にご指摘の日経クロステックに掲載されました、日経クロステックはIT、自動車、電子、機械、建築、土木などを扱う技術系業界のデジタルメディアであると確認しております。

経過をご説明申し上げます。受注候補者の選定は、和東町総合保健福祉施設設計業務プロポーザル選定委員会におきまして、参加表明がございました22社のうち、技術提案書を提出した19社を対象に技術提案書の審査を行い、最終的に10社に対し、令和3年12月24日に技術提案書によるプレゼンテーションに基づくヒアリング審査を実施し、慎重に議論を重ね、評価点の順に受注候補者と第2位が選定されました。受注候補者はt e c o株式会社、東京都台東区です。2位が株式会社シーラカンズアンドアソシエイツ、愛知県名古屋市でございます。ホームページで公開しております選定委員会の講評、審査の講評におきましても、両者は評価点はごく僅差でありましたとされてますように、100点満点中1点未満の点差、0.52点の点差であったことから、町はこの上位2社を受注候補者に特定しまして、それぞれに対して交渉を行いました。その結果、株式会社シーラカンズアンドアソシエイツと設計業務委託契約を締結いたしました。この経過につきましても、本町のホームページで公表しております。記事では、町が上位2社を受注候補者に特定し、また最初からそれぞれに対して交渉を行ったことがプロポーザル実施要領の選定方法と異なると指摘されております。

公募型プロポーザルの募集は、参加者による企画提案を求めるものであり、選定委員会の選定結果は専門的立場から参加者の企画に対し評価を行うことであって、その選定結果を町に報告することであると考えます。この報告を受けまして、町が契約をする際は、普通、地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものであるとの考えに従って検討すべきと考えます。今回、評価点が100点満点

中 1 点未満の 0.5 2 点という僅差であることは、契約担当者の合理的な判断に影響を及ぼす要素の一つであると考えます。契約に当たっては、町が合理的な裁量によって総合的に判断するために両社を受注候補者に特定し、それぞれに対して交渉を行ったものであり、問題ないと考えております。

また、今回の随意契約につきまして、5 名の選定委員様には町の対応と結果を連絡しておりました。関係者から町に対して異議申立は出されておられません。併せて、今回の対応は顧問弁護士とも相談して進めてまいりました。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

9 番、小西委員。

○9 番（小西 啓君）

そのこと、今一生懸命言ってくれました審査講評、これ、ここに全部書いてありますわ。持ってます。私の長々とした質問を同じで、長々としてもらって、もう議会議員の皆さんに 1 枚ずつずっと配ったほうがいいんじゃないですか。そしたら、私の言うことがどうやいうことが分かってもらえますから。1、2、3 を 2、3、1 にしてしまうんですから、大したものですよ。何か知らんけど、横向いて見ますよね、私は、根性が悪いから。そういうような考えしてます。どっかで何かが起こってんじゃないかということを思います。

そして、馬場課長、4 月 1 日から値上げされるんですしたら、私の銀行引き落とし、水道料金やめてください。やめなかったら私、銀行通帳解約しますので。そしたら、引き落としできなくなります。うちに集金に来てください。そして私、水道どんだけ使ったのかな、何でやろうな、こんなに多くなったのって言うて、やはり節約しないと駄目ですので。その辺、考えたいと思いますので、どうかひとつよろしく願います。

そして、あなたの静岡新聞って、これも出てきてるんですけど、これ、小山町と

いうんですかね、そこの議会でこれ、コロナの下で議会やれないっていうて、水道料金の値上げ、全員一致で否決してるんですよ、議会が。うちの議会もコロナいうか、ちょっと考えなあかんとかいろんなことあったらよかったですけれど、あれですわ、今度の私、選挙、楽しみで楽しみで、あと1年先にどんな和束町の町民の方がどういう判断されるのか。早いこと来年の4月来やへんかなと思って、待ち遠しく思っております。

以上、質問を終わらせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

小西議員の件につきましては、また改めて相談させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。

まず、40ページの茶畑景観修景事業補助金という形で、ちょっと聞き慣れない言葉で上がってるんですけども、これに対する説明と、こういった形での補助金という形になるんですかね。景観を保全するということがメインだと思うんですけども、その内容についてももう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。40ページの景観の保全の事業のご質問でございましょうか。よかったですでしょうか。大丈夫でしょうか。



38ページの下のほうの552万5,000円、40ページの主な負担金補助及び交付金ということで545万ということで出ております。今年度初めての予算の計上となっております、和束町は令和元年7月に景観条例を施行させていただきまして、和束町全体が一般地区となっております。一般地区でございますが、ただ重点的に景観を保全する地域につきましては、第1種重点地区、また第2種重点地区ということで、第1種につきましては茶畑景観と、それから住居ということで、茶工場も含めまして集落の保全ということで第1種。第2種につきましては、茶畑景観の保全ということで第2種になります。昨年12月1日付で、石寺区長様より第1種重点地区の指定が申請がございました。その申請に基づきまして、本年1月11日に景観審議会に諮りまして、1月24日付で石寺地域全域を第1種重点地区に指定させていただいたところでございます。

令和元年7月に景観条例をスタートさせていただきましたときに、景観を守っていただかないといけない基準っていうのは一般地区よりもハードルが高いですが、それに変わりますまた保全に係る補助金という制度を設けておりました。

まず、1点目につきましては、景観に配慮した新築をされる場合は補助率2分の1ということで、180万円上限がございます。その助成ということになっております。それがまちなみ修景事業補助金ということで、新築の場合180万の1件、また改修の場合は、景観に配慮した改修の場合は補助率5分の2ということで上限90万円でございます。こちらのほうにつきましても、3件のほう予算を計上させていただいておまして、合わせて510万。それからもう一つ、撤去でございます。古くなった家屋、景観を損なうような建物、朽ちてる建物を撤去される場合は補助率5分の2ということで30万円上限ありますので、その2件分ということで510万となっております。

また、その上の農道修景事業補助金でございますが、これは行政区に対する1年に1回限りの補助金制度でございます、茶畑景観ではなくて、景観は道であったり河

川であったり全て見るもの、目に映るもの全てが景観保全となります。道もそうです。農道修景ということは、農道の補修に係る材料費の支給であったりとか、また農道を補修されるに当たりまして重機等のリース料、そちらのほうも対象になります。10万円の1件を計上させていただいております。

また、茶畑景観修景事業ということで、こちら25万円計上させていただいてますが、こちらは災害復旧等が起こりまして、災害の補助対象に当たらない軽微な修繕をされる場合に、その機器に係るリース料を対象とするもので、茶畑等の所有者に対する助成ということで上限5万円掛ける5件分ということで、補助率2分の1でございますが、こちらのほうを計上させていただいてるところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

今、いろいろと説明いただきましたですね。景観条例の中で、補助金を中心におっしゃっていただきましたけれども、石寺地区を茶畑景観という形の中で指定していただくということなんですけれども、ただ補助金じゃなくて、これをどのような方向に持っていく、どのような形で保存していく。そういった方向性と、それから事業区画というものがやっぱり出てくると思うんですね。だから、茶畑景観の石寺地区全体をもってするのか、あるいは府の景観のほうで指定していただいた地区を中心になんのか、その辺のところはどうなんですかね。

それと、建物のほうのNO.2、重点地域2の方ですね、これは歴史的な風致の維持、向上というふうな形で規定にはうたっているようなんですけれども、これについてもどのような縛りがあって、どのような形で進めていくのか、その進め方について具体的に補助金じゃなくて事業の進め方についてコメント頂きたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

まず、景観の進め方でございますが、こちらのほうはただ単に茶畑だけではなくて、その地域全体の考え方、景観に対する考え方も全て網羅されての第1種の重点地区ということでご審議いただいたところでございます。重点地区の指定の方針でございますが、考え方でございますが、まず豊かな自然環境が残されている地域、歴史、文化が色よく残されている地区ということで、こちらは平成20年に京都府景観資産第1号に認定され、また平成27年に日本遺産の登録ということで、茶文化の発信ということで、これは石寺地域の景観、それはまさしく限定されたものでございます。またそれに加えまして、次の方針の一つとして、まちのにぎわいや活力とともに潤いがあり、質の高いなりわい景観や、なりわい景観の創出に向けて取り組む団体ということで、地域を上げてこの景観を守っていくという地区であるというのがこれがポイントでございます。

石寺地域につきましては、住民の方が景観の前に *d a n d a n c a f e* でありましたり、また観光誘導、景観誘導ですけれども、トイレが不足しているという状況に対しまして、2件、石寺地域に二つの拠点でトイレスポットで縁側カフェの部分があったりとか、またいろんな商店をスポットとしてグリーンスローモビリティが走ってるわけなんですけど、地域の商店さんが協力していただいて、新たな商品開発ということで非常ににぎわいのある地域であると。また、令和3年度もそうございましたが、地域で守っていこうということで、竹の伐採であるとか景観に配慮するような取組が非常にされている地域でございます。また、建物に関する考え方、非常に伝統的建造物群というにはなかなか程遠いですが、今文化的景観の保存調査をして進めておりまして、石寺地域におかれましても非常に古くからの茶工場がございます。また、歴史の変遷とともにその茶工場が地形に合った茶工場の位置ということで、非常に特徴的

なものがあります。私たちから見れば、なかなか普通のごく当たり前の建て方であるけれども、しかしながら、こういったまとまりがあるような茶畑であったり茶工場があるっていうのは石寺地域独特のものでありまして、また石寺につきましては、過去、かんきつのミカンの栽培で生産されておられました。その後、茶畑景観という形になって進められてきておるとい、そういう歴史的な内容も含めた全体的なことを含めたモデル地域としてこの石寺地域ということを審議いただいたわけでございます。非常に審議会の中でも第1種ということになりましたら、非常に責任もございまして、どういった、今後の磨き上げ、それは一番重要になろうかと。ただ単に景観を保全じゃなくて、地域が皆さん意識を持って保全していく。また、景観誘導で町を活性化するという、そういう期待も含めた第1種重点地区でございます。

今後、文化的景観の国の保全に向けては、この第1種のまた上書きの上のほうに、上位に位置しますので、ここが国の文化的景観全て網羅されるとは限りません。重点的なスポットに、部分的になる可能性も非常に高いです。こういったことにつきましては、国の文化的景観の保存の調査の報告が令和4年度に控えておりますので、その中で保全活用っていうものを考えた中で、住民の皆様と石寺地域の皆様とワークショップを重ねながらどういった保全がいいかというのを進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

分かりました。ただし、相手は農作物、生き物ですね。だから、そこで耕作する方々の過大なプレッシャーにならないように配慮していただきたいと思うんですけども、その裏側にはやっぱり歴史的な風致、また維持、立ち止まらないで維持向上を図っていくと。やっぱり進んでいかなければならない。文化的に高めていく方法を考えていただく、これ大変重要な課題だと思うんですね。だから、これも認可は農水大

臣のほうから認可は受けておられるんですか。指定はどちらのほうから認可を受けられたのか、そちらのほうだけちょっとご質問。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

京都府の景観の資産第1号は、京都府のほうからですね。あと、今現在進めておりますのは文化庁の関係の指定を進めておりますので、文化庁関係でございます。以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

分かりました。それでは次に移させていただきます。

診療所のほうの回答になりますが、聞きたいんですけども、いろいろと今回、診療所のほうについては先生方については町長をはじめ、縁故の方々とか、あるいは近くの和東町の関わっておられた先生方とかそういった方にいろいろアプローチをかけていただいて、次のお医者さんを何とか確保していきたいというふうな形で働いていただいていることは承知しておりますけれども、その上で質問させていただきたいんですけど、今の医療体制のシステムとしてかかりつけ医というものが定着しております。和東の診療所に今かかっておられる方々は、ほとんど中高齢者の方でかかりつけ医を和東診療所に置いておられると。その方々がちょっと不安に思っておられるのは、今申し上げましたように、今の桐山先生がリタイヤされて新しい先生が就任すると。そこにはやはり通いの先生になるだろうということが前提に進められておられるように思うんですけど、そうすると、その高齢者の方が診療所の時間内であればいいんですけど、夜とか早朝とか急を要するときにかかったときにどこへかかりつけ医として相談すりゃいいのだろうかとか、こういう危惧があるんですね。まあ言うたら救急

車に頼んで、救急車でまた運んでもらうということがなろうかと思うんですけども、やはり早期治療ということが必要な場合は、時間を要する、これは非常に致命的になりかねないことが起こり得るわけですね。だから、そういうときに救急的に処置していただくかかりつけ医の先生が常時、こちらのほうにとどまって治療していただけるという安心感がやはり患者になられた方は求められる。その安心感というものがちょっと今、今回の新しい施設ができるにかかわらず、先生が不在ということで不安だということがよく聞こえてまいります。そのことについて、質問させていただきましても、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

ただいまの岡田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、令和4年度の診療所の新しい医師の、特に医師の体制についてなかなか今までお示しできなかったことをまず、おわび申し上げたいと思います。

簡単に経過を申し上げますと、かねてから今の所長、桐山所長が高齢等を理由に所長退任の意向を示されておったということで、昨年度、令和2年度ぐらいから、それ以前からとは思うんですけど、後任の先生を探すということになりまして、私も昨年4月に診療所に異動してからも京都府なり保健所なり、また府立医大等、連絡取りながら探しておったところなんですけど、なかなか見つからないという状況でございました。そのような状況の中で、実は1月になってからなんですけれども、府立医大の先生が府立医大を退職して和東町でお世話になりたいということでお話ございまして、その方向で話を進めておったんですけども、その先生にもいろいろしがらみとあります。個人的な、家族の関係とかいろいろご心配がございまして、結果的には辞退されました。それが1月27日でした。実は1月28日にお世話になりますの挨拶行きますというご連絡を1月12日に頂いておって、そこから詳しい条件面と

か調整しておったのに、27日になっても最終的に辞退というご連絡を頂きました。そこから一から先生探すというのは到底4月に間に合わないということで、町内で特養ですね、わらく展開されてる医療法人千春会さんのほうに緊急避難という形ではございますが、ちょっと何とか助けていただけないだろうかというお話、町長とともにさせていただきまして、それにつきましてはは一定理解をいただいたと。

ただ、全国的に医師確保が非常に困難な時代でございまして、その中で医師何とか出すということで、週2日、実際には1.5日でございます。しか出せないと、その協力はさせてもらうということでいただいたのは火曜日1日と金曜日の半日でございます。あと、水曜日につきましては、今京都市内で開業医をされてる先生来ていただいてまして、その方継続という形。木曜日につきましては、現所長、桐山所長が週2日はちょっとしんどいので、木曜日行かせてもらうということでございます。あと、月曜日につきましては、要はドタキャンされた先生が責任感じていろいろ当たっていただいた結果、何とかある程度、規模のある病院のほうから先生個人的ではあるんですけれども、府立医大からの紹介やからということで出していただくと。複数の先生ということになって、先日委員会の中で日替わり何とかということになったんで、お話もございましたが、それに拍車をかけるような状態になるんですが、何とか診療の時間については月曜日から金曜日まで、午前については今と同様確保できたというふうには考えております。

ただ、千春会のほうから出していただく先生につきましては、所長職を持っていただく。勤務は火曜日と金曜日でございますが、そのほかの日については所長としての任務を果たしていただくということで、常に連絡が取れる態勢は複数の手段を持って確保するということが保健所等からも条件として言われてますので、それはもう確保させていただくということで思っております。

ご質問の例えば時間外の対応とかいうことでいただいております。時間外につきましては、職員が帰った後とかいうことになると思うんですけれども、転送電話を私、

持ち歩いておりますので、それに対応させていただいて、内容によって先生にお伺い立てたり、あるいはもう救急が必要である、急を要するというのであれば救急のほうでお願いするという形になるかなと思います。それについては、現状も同じでございます。今までと同じ形であるというふうには考えております。その時間帯にもよるかと思うんですけども、他の町内の医院さん二つございますが、空いてる時間であればそちらを紹介させてもらうとかいうことは今までからもしておりますので、そういうことも可能かなと。そういう医療機関間の連絡については、薬剤情報の提供とか診療情報の提供ということでかねてからしておりますので、そういうことで対応が可能かなというふうに考えております。

ただ、今回の令和4年度の体制につきましては、あくまでも異例中の異例の取扱いということで、引き続き常勤の先生、所長となっていただく先生の確保につきましては、これからも努力は続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

説明ありがとうございます。

ただ、私申し上げたいのは、これからもいろいろと啓発をお願いしたいと思うんですけど、今まで和東町にはずっと一日24時間、先生が宿直されて、そしていつでも対応していただけるというのが住民に対してそういう癖っちゅうたらいいんですか、安心感ですかね、そういうものがあって、医療に対しては和東町は100分の100、安全なまち、安心なまちという形で受け止められてたと思うんですね。今回、こういうようなことで一つの過渡期に当たったときに、今、先ほど申し上げましたように、一つの安心感というものに対する捉え方が揺らいできた、どうしたらいいんだろうと、そういうことが非常に懸念されておられますので、今おっしゃっていただいたことをいち早く住民の方々に、安心をサポートするようなメッセージを行政のほうから



やっぱり出してほしいんですね。

ただ、先生のいる、いないにかかわらず、心の安心感というものをやっぱり支えとして来られるわけですから、それに対するメッセージを早く出していただく。そして安心感を持たしていただく、これがまず先ほどの水道料金にもありましたように同じことなんですね。

だから不安をやはり早く取り除いていただくということをまず一番にかかっていたきたい。このように思いますんで、その辺のことを心に留めていただいて、今後、診療所がうまくスムーズに延長してつないでいけるようにひとつお願いしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしておきたいと思えます。

それから、次にページ、76ページなんですけれど、老人福祉センターの管理諸経費、これについて去年と比べて若干ですけれど、去年が300、ずっと300万ぐらいな予算で上がってきたんですけれど、今年も330万、ちょっと上がってるだけなんですけれど、これの従来ずっと余り活用がされてないんですけれど、これについての今後の活用の仕方、スケジュールについてお聞きしたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、もう皆さんご承知のとおり総合保健福祉施設の整備の関係で、社会福祉センターがこの10月から除却されると。それに伴いまして、社会福祉センターを今管理していただいている社会福祉協議会さん、その事務所を老人福祉センターのほうに移転するというので、これにつきましては総合福祉施設が整備されるまでの間ということなんです、その関係で老人福祉センターのほうから整備されるまでの間、常時、社会福祉協議会の事務所、また、ヘルパーステーションの事務所として活用されるということで関係諸経費、光熱費等、関係諸経費が

常時かかるということで若干の予算の増となっているところでございます。

現行につきましては、介護予防教室等で使用させていただいてるんですが、毎日ということではなくて週のうちほぼ半分ぐらいということですので、それに伴いまして予算若干増になってるというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

はい。そうすると、今の施設、社協が改築するに当たって、そのポストを福祉センターのほうに動かすということで理解していいんですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

総合福祉施設ができるまでの間、仮の事務所としてそちらのほうに行っていたということで、総合福祉施設のほうが出来上がりましたらそちらのほうにまた行っていただくということになりますので、それ以降につきましては今行わせていただきます介護予防教室等がまたそちらのほうで変わっていくかと思っておりますので、総合福祉施設が出来上がるまでにそれ以降の利活用のほうを考えていきたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

あと1問ということですので、簡潔にお願いしたいと思うんですけど、これも同じような施設のことについてお伺いしていきたいと思うんですけども、保育園の関係なんですけれど、今、東保育園について耐震工事になって、園児が東保育園のほうに移転するというので、東保育園が改築修繕という形で工事が進められております。

これについても5,000万余りの経費、多額な経費をつぎ込んでいるわけなんですけれども、そうしてまた東保育園のほうの耐震工事が終わればまた園児は元の保育園のほうに移転するというふうなことで、今、改築工事されてます保育園が今度空くわけですね。それについての後の利活用、これがどういうスケジュールで進んでいくのか。その辺について非常に立派になってしまった施設をただ放置しておくのはもったいない、何かやっぱり考えておられると思うんですけど、これについてのコメントが一切上がってこない。それについて、やはり今後の利活用についてやはりしっかりと答えていただかないと、経費の無駄遣いというのは言わないですけども、立派なそれに合うような活用法を考えておられると思いますので、それについてお答えいただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい。岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

東保育園につきましては、平成18年をもって一旦閉園をさせていただいた施設でございます。

この施設につきましては、少子化により、一定保育する子供の数が減ってきたということで、和東保育園に統合させていただきました。

今回の工事では、和東保育園の耐震、また改修工事に係る仮園舎ということで改修工事をさせていただきましたが、岡田委員もご承知のとおり、あの場所には人権ふれあいセンター、いきいきこども館、教育集会所、公共施設が集中してる地域でございます。

私ども和東町といたしましては、今後、改修後につきましても当然そのような一体的な公共施設として利用できる、高齢者が集える、また若い方が集えるそういう場所として東保育園を活用させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時50分まで休憩します。

休憩（午前10時37分～午前10時50分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開き、質疑を続けます。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

はい。それでは引き続きよろしく願いいたします。

先ほど小西委員のほうから水道の件について少しお話がありましたので、私もちょっとほかのことも聞きたいんですけども、ちょっと聞いている中でもう少しだけ伺いたいことありますのでお聞きしたいと思います。

先ほどの町長の答弁を私聞いてまして、本当に反省されてないなというふうに確認させていただきました。

何か励まされて大変泣きたい気持ちになったと言われましたよね。泣きたいのは住民のほうですよ。本当に町長は今度の値上げによってどれだけの影響が出るかってお分かりですか、本当に。

今、本当にお風呂を回数減らそうとか、夏になったら汗もかくけどもそんなそうは減らせないけどもね、それでもどうしようとか、本当にこういったどうやって節約しようかと。いろんなものが上がってくる中で絶対使わなくちゃいけない水をどうやって節水しようかと。本当に指に火ともすじゃないですけどそういうことなんですよ。

もう本当に苦渋の選択なんて言われましたけど、その選択で苦汁飲むのは住民でしょう。そんな何かかっこうつけたこと言ったら駄目だと思うんですよね。何か自分がすごい、ものすごい選択したみたいなことを言われますけども本当に分かってないと

思うんですよね。

実際、役場の中でも職員の皆さん半分以上は町外の方ですよね。幾ら大幅値上げしたって何も分からないわけですよ。

町長だって少々上がったって別に痛くもかゆくもない収入頂いてますよね、住民の皆さんの税金から。だから痛みが分かってないと思うんですよね。だからそういうふうに、さっき大変暴言やと思いましたよ。立ち止まっても同じことだって言われましたよね。だからそういう言葉を平気で言えるっていうのは全くそういう痛みを分かってないっていう証拠だっていうふうに実感しました。

私、泣いてる暇があったらやることこの間でもあったと思うんですよ。

先ほどいわゆる署名を持ってこられた方とお会いにならなかったという話ありましたよね。もちろん町長もお忙しいですから絶対時間合うとは限りません。

しかし、1,400もの署名を抱えてわざわざ出向いてこられた方がそれだけの思いを持ってこられたというのであれば、その後でも連絡取っていただいて、どういうことなのかっていうことを聞く機会は幾らでも持てたと思いますよ。町長、それはされましたか、そういうことを。

昨日言いましたけど、要は署名を頂いてからじゃあこれを受けてどうしようかと、結果変わらへんにしても担当課としっかり管理職と寄って、これをこの署名をどう受け止めるかっていうようなそういう検討をされたことはありますか、この間に。

それをちょっとお答えいただけますかね。あったのかなかったのか。そういう持ってこられた方と連絡取ってそういう努力をされようとしたのか、話を聞く機会を持つとされたのかいうのを町長にお聞きしたいのと、課長に確認しときたいんですけども、今回の値上げっていうのは仮にあったとして、これ最後ですか、今後。これだけの大幅な値上げを住民の方にお願ひしたと。とても低廉な水っていうふうにはもうなくなると。今後、値上げっていうのはこれ最後ですか。

ちょっと確認だけしときたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

町としては、先ほど何回も繰り返しておりますが、安定、これからも安心して安全な水を安定して給水する責任があります。

これがもし今立ち止まってしまったら、この将来に向けてこの簡易水道事業というのは非常に危機に陥ります。その危機を逃れる、逃れるといいますか防ぐためにも決意を決断しなければならない。この思いを理解してほしい、こういうことであります。

もう一つ、こんな大事な署名を町長、何で受けてくれなかったのか。

普通、このとき聞きますと、総務課のほうへいつ寄せてもらうというときにはそういう日程が入ってますよと、こういうことでした。だからそのとき聞きますと、時間来られとったんですが、私はちょっとすぐしてヒアリングして、後予定もあったものですからその日は無理だということは担当課は知っておりました。

その中で来ておられた時間というのは、これは失礼ですけれども、議長のほうと時間を合わされて議長とはお会いされていたと思います。私のほうは、お会い、お会いというのかいつとも何時とも聞かず、きちっとした日程は調整してなかったというふうに聞きました。そういうことであります。

そのときに私、正直なところを申し上げますと、先ほど小西議員の言葉じゃないですけども、一緒に水道のこの業務に携わった仲間でありました。そして、統一していこうという統一の苦勞もしてくれました、はっきり言いまして。お互いに苦勞して、苦勞してやってきたんです、あれも。

水源の財源の確保、国、府に走り、そして地元との調整、そしてあのときの苦勞は今でも覚えております。仲間に感謝です。

だから私は、先ほどの小西議員の言葉を聞きますと、ほかにもいろいろと多くの方の名前見てます、感謝です。これは今でも感謝はあります。

しかし、その感謝で溺れてしまって、この水道の将来の安定な給水ができなかったら私的な感情が公的な判断を誤る。ここは、私的を置いてきちっとやっていかなきゃならんという判断に達しました。

そういう意味では、多くの仲間、多くの人に支えられているわけなんですけど、しかし、こういった決断をしなきゃならんというのは、やっぱり町政を預かっている、簡易水道事業の責任者でもあります。この思い、決意、ここには決断というのは必要であります。

もし、今言われますように、それは私も安いほうがいいです、何でも安くがいいです。そやけど安くしてそれやってけば、今度は破綻してしまいます。

この、先ほどくどいようですけども、割と法律というのはいろんな角度から、先ほど小西議員はいろんな法律、水道法とかいろんな法律の話されましたけど、財政のほうから言うたら、私は、地方財政法第6条のことを付け加えさせていただきました。こうした基準に基づいてやっていかなきゃならない。制度を預かっている人間としては、やっぱりこの辺のところはやっぱり申し上げていかなきゃならん。この決断を申しております。

これを訴えて、過日の議会においても各議員さんも皆さんも安いほうがいいわけですけども、将来のこの安定給水こういった思い、そうやっていろいろな思いをご理解いただいて、そして苦渋を判断していただいてこの議会で通していただいた。この議会で通ったというのは非常に重いものがあります。これはやっぱり議会制民主主義という立場を取ってる日本で、ここの議会の議決をもってやる。それ翻すことというもののこんなことできるわけありません。何が重いのか。やっぱり議会制民主主義、議会の議決は重い。

だからそういうことを考えていったときに、やっぱりその判断をさせていただいた。そういう本当の重い判断をしていただいた。その判断に応える責任も当然、応えるというんですか、それに一緒になって頑張っていくことも大事である。

そういう意味で、私は、今言われましたように住民の思いもありますが、立ち止まりましたかとか、そういつてしかしながらそれでこの水道の決意はそういう決意ですけども、しかしこのコロナ禍の中での住民生活というのは非常に頭から離れません。

だからそういうことでこの生活の簡易水道という直接的なところで軽減とか取りませんでした。生活を何とかしていただくということで、うちの中でも議論しました。水道だけじゃなしに、やっぱり生活に困っておられるコロナ禍で、ちょっとでも生活を見ていこうやないかと。

そして、それと同時に和東町内の業者にも元気を出してもらおうやないかと、ということで一人1万円の商品券を発行させていただきました。この思いというのは、今も続いております。

だからこの思いというんですか、コロナ禍の何をするかと言ったら、検討してるのは何か続けてできないだろうとか、そういう検討というのがしているのがそういう思いからであります。

だから何も冷たくぱっぱとやってるようなご質問頂いてるようですが、非常に今厳しい中での決断ということでご理解をよろしくお願いして答弁いたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員の質問でございますが、水道料金につきましては水道事業が行われてる以上、計画的な経営をしていくというようなこととなります。

つきましては、今の料金が最後ということにはなりません。今後も料金を過去の実績やそれから社会情勢に見合わせた中で給水の需要と供給のバランスを見た中で、新たに安全・安心な水が供給できる単価を出して改定をしていかなければならないと考えております。



先ほど、小西議員のほうからもございましたように、料金の算定につきましては、おおむね3年から5年の間で見直しと申ささいということにするべきであるということにはなっておりますので、これを基準に今後検討してまいりたいということをおっしゃっています。

この検討につきましては、令和5年までに行わなければならない企業会計の移行です。この後にまた新たな料金の算定の方法が出されると思いますので、それをまた見ながら今後進みたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

はい。町長、いろいろ長く答弁されるのはいいんですけど、聞かれたことに答えてもらえますかね。もうほとんど9割方関係ない話です。

私が聞いたのは、署名が提出されてそのときは会えなかったのは別に私もそこは悪いって言ってないじゃないですか。都合もありません。

だけど、その後幾らでもお会いできる機会ありましたよねって、意思があれば。ということで、そういう努力をされましたかっていうことを聞いたんです。されてないということですので、そういうことだと。結局は、反省してそれを今後に生かすと言われてますけども、要は、すぐに生かしていくうちゅう立場じゃなかったってことですよね。

だから、聞く耳持たんと。1,400集まろうが、1,500集まろうが、無視するというのが町長の要は、今うなずかれたということは、無視するってことですよね。

だからそういうことで今回の値上げを強行されようとしてるってことで確認させていただいたということです。

それで、先ほど課長が今回の値上げが最後じゃないと。令和5年の企業会計、公営

企業会計の導入以降、また算定がいろいろあるからそれ以降にっていう話でされてましたし、実際、この前9月ですか、唯一のまとまった資料ですね、課長。要は、議会に然した資料も出さずに正にお涙ちょうだいのお話ばかりされて、要は、苦汁を飲んでいただいたということですね、町長。唯一、一定まとまった資料ですけど、しかも9月14日と。何度も言いますけどね。

その中に、今後の関係で言いましても、旧西部地区布設替えの関係っていうのはいつとは書いてませんが、今後必要だろうという話はもう出ております。

こういうものはインフラですから老朽化もしてくるとなれば、また改修も必要になってくるかもしれない。またそれお金かかってくるということも十分考えられます。

今、よくこの間特に強調されてる独立採算制と、水道はということ言えば、要はまだまだ上がっていく可能性のほうが高いですね。

そこで町長、先ほど来、独立採算制だからということなのでそれで今後もそうなんだと。だから必要なんだって言われますけど、その今後やはり和東町の人口のいろいろやってもやはり減っていくでしょうし、給水人口も減っていくと思います。これほどの大幅な値上げをすれば暮らしにくくなりますから、やはり転出していく人も増えるでしょう。そうなれば、さらに支える人が減っていくという中で、残られた方の負担が当然増えてくると、それは独立採算制なんだからなりますよね。

町長、率直に聞きますけど、今後、このような独立採算で住民の皆さんが料金を本当に払ってですよ、今以上に。この事業が独立採算で続けられるというふうにお思いですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この意味、最初に簡易水道の係る独立採算の原則をご理解いただかないとなかなか

今みたいなご質問になるんじゃないかなと思います。

これは、運営、いろんな維持、また施設のそういったものをやっていかなきゃならん。こういったものについては、基準内繰入れということで一般会計とかそういう中でやる。災害が起こったときもそうなんです。そういうときには、基準内繰入れの基準に入ってきてます。

あとやっぱりこの水道事業の運営そのものに日頃のランニングですね、運営ですね、そういったものについては住民の応分の負担をいただきましょうと、こういうことであります。

人口が減ってきますと人口が減ってくる中のいろんな維持管理についてはいろんな問題が出てくる問題があります。そういった意味で一般基準内繰入れで可能か可能でないかというのは判断が出ますが、単なる全てが独立してるから独立という問題ではありません。

これは、今言いましたように基準内繰入れ。ただ、基準外繰入れのときいうたら相当慎重にならざるを得ない。駄目だとは言っていないです、相当慎重にならざるを得ない。こういうことを絡めて総合的な判断に立って、簡易水道事業というのは見ていくべきだと思います。

今、単純に全て独立してるから全て独立。はよ言うたらそれで少人数で経営できるのかと、そういうことでは、そういう考え方ではなしに今申し上げましたように基準内繰入れ、そういった内容を十分入れながら運営していくべき、そういうふうに思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

町長、そういうことは別に分かってますよ、十分ね。そんなことを聞いてるんじゃないんですよ。別に制度の解説をしてほしいって言ってるわけじゃなくて、いずれに

しても今回の値上げにしても、要はこれまでの統合事業をやってきたそれに関わってきた、言われましたよね50億かかりましたと、今まで。今回それが全てじゃないにしても。その経費が借金ですよ。半分は、使用料で見ますと。あと、経費の部分、営業費の部分でそれも見ますということで、足らなくなったから上げますということでしょう、結局。

今後、さらにいろんな工事が入ってくると。また借金もするとなっていけば、さらにまたそれを全てじゃないにしたって、やっぱり料金の収入でどう賄っていくかっていうことも当然出てきますよね。

全て例えばそういった経費を国が持ってくれる、府が持ってくれる、料金には跳ね返しませんというんだったら分かるけども、そうじゃない以上は今後も料金の値上げっていうのは避けられない。

そういう中で、そういう今、町長が言われる独立採算っていう考えの下で、しかも公営企業会計が入ればですよ、これはさらに独立採算っていう性格を強めますよね。

いわゆる、言われた基準外の繰上げもしにくくなる。

これは、2018年の水道法の改定によっていわゆる広域化やまた民営化というのがその方向として、国として、そういう選択肢もありますよというふうになった。今までは、企業会計といってもやはり行政が法的な立場で責任を持って水を供給、それこそあなたが言う安心・安全な水っていうものを公が責任を持ってやりますと。それを民間に売り渡しても結構ですよ、それでもいいですよと。

また、身近な行政じゃなくても手を広げて広域でやってもいいですよというようなことを2018年の安倍政権のときにそういう改悪が行われた。要は、水さえも民間に売り渡してもいいというそういうむちゃくちゃなやり方が通ったわけですね。その上で今そういう話になってきてる。今回の値上げっていうのもそういう一つの線の中にあるというふうに私は思ってるんですけどね。

課長にお聞きしますが、今、京都府のほうで国の方針も受けていわゆる広域化、

水道の広域化っていうことが議論されてるといふふうに伺ってます。その会議にもあなたは出ておられますよね。

この秋にも町長等も含めたそういう協議の場を令和4年度に持っていくということが示されております。

要は、公営企業会計の導入も含めて、今後じゃあ、この簡易水道を町の、和東町の、というのは、そういう流れの中でどういう位置づけになっていくっていうふうにお考えなのか。その方向が、住民の命を守っていく、これ以上負担を増やさない。

要は、水道料金をこっだけ上がっても十分払えるような年金があり、給料があり、収入があれば問題ありません。しかし、今年金は下がり、給料は下がり、不安定な雇用の人が増え、これ全て国の政策によって行われてます。

一方でそういうことをやりながら、なくてはならない水を得るのに多大なお金を使わなくちゃいけないっていうことを今進められようとしているわけですけども、そういう意味で今後この簡易水道の値上げも受けて、その府の広域化の方針とも併せてどのような方向性で今進めようとされてるんですか。

それちょっと分かる範囲で説明お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい。岡本委員の質問でございますが、確かに公営企業化からそれから広域化については今動いております。特に連携という立場の形で動いております。

これは、水道法の改正に伴いまして先ほど岡本委員が言われましたとおり、京都グランドデザインということで、京都府全域の水道をどうしていくかということで動いている問題でございます。

実際から言いますと、北部それから中部、南部という形になりますので、うちは山城、言うたら南部の域の形になってくると思います。

この中でも一番問題になるのは、宇治田原、和東、笠置、村というところが府営水道が全く通ってないところでございます。ここについては、簡単に広域に入れるかっていうとなかなか難しい点があると思います。

それともう1点は、和東町民にとってこれ以上の負担を多くしながら広域に水道施設を広げるっていうことは、決して有利なほうに動かないとは考えます。

ただし、薬液とかいろんなもので、例えば電気もそうです。そういうもので、契約関係の中でスケールメリットを得られるものがやっぱりたくさんあります。この辺のあたり、それから維持管理面でスケールメリットを得ることもできます。

また、いろんな技術者の部分も出てきます。この辺あたりは広域化に向けて前向きに考えるべきだと考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる、まだはっきり言って明確なものないですね。

けども、方向としてはこれやっぱり先ほど言いました2018年のその水道法の改定に沿った流れの中で進んでおります。

広域化っていうのは、基本的には将来的には民営化というものにつながっていくということが一方で言われてる中で、やはりその今の独立採算というようなものがさらに強化されていけば、やはりますます住民の負担というのは増えていかざるを得ないし、安心・安全という、町長が今よく言われていたそういった水さえも提供できなくなるという方向性がやはりあるというふうに思いますので、私はそこに町長は、そこは最低限、府にも意見言っていたきたいし、間違っても黙ってついていくようなことはしないでいただきたいというふうに思います。

それで先ほど、元に戻りますけども、立ち止まっても同じことだと言われましたよ

ね。同じことだったら、立ち止まったらどうですか。同じことなんだったらね。先ほど町長の言葉でそう言われましたよね。立ち止まっても同じことだと。ほんなら立ち止まったらいいじゃないですか、同じだったら。一回ちゃんと声聞いたらいいいじゃないですか。

さっき危機的な状況になるって言われましたよね。どうなるんですか、じゃあ。止まるんですか、水がそれで。止めるんですか。それで一回立ち止まってやめたから、じゃあ一旦給水やめますと、そういうふうに住民に言うんですか、危機っていうのは。そうなるっていうことですか。町長。いや、そうでしょう。結局、危機っていうんだったら。立ち止まったら危機になると。どんな危機ですか。4月1日から水が止まるっていうことですか。供給できなくなるっていうことですか。それが町長の言う責任ある判断ですか。脅しなんですか、それ、住民に対する。笑い事ちゃいますよ、これ。それだけ重いつていうことですよ、1,400も超える声っていうのは。

議会の議決を経てもなお、これ異例でしょう。住民の方が声を上げて、議会がそう決めたにもかかわらずですよ。それでもこれは納得できないというように声を上げられたっていうのは、それだけ異例なんですよ。それだけ思いがあるっていうことなんですよ。そういう状態をつくったのは町長の責任ですよ。一切説明してないわけですから、住民に対して。だから、そういう署名が集まるんですよ。

確かに小西委員が言われるように、要は値上げそのものは仕方ないと思っておられる方もおられます、私も署名回りましたときにね。

だけど、町長、本当に自分の立場で考えてくださいよ。これだけのべらぼうな値上げを今まで何も知らされないまま、何も思わないんですか、町長は。そういう問題ですよ。

そういう意味で一旦立ち止まってあなたが先ほどからる言われてることを説明されたらいいんじゃないですかって聞いてるんですよ。後回しにせずに。それが反省した方のやることではないですか、町長。住民の代表として選ばれたんだったら、常識

的な対応をしてもらえませんか。反省したんだったら、まず一旦立ち止まって、町長が言いたいことをちゃんと説明されたらどうですかってということだけ言ってるんですよ。なぜそれができないんですか。何かそれやったらどういう危機があるんですか。具体的に言ってください。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

この簡易水道というのは、先ほど言いましたように、これも繰り返しますが、いわゆる、安定、安心・安全な水を安定的に給水する責任。そのために、全域にそれを感じてもらうために統合を進めてまいりました。それは、統合戦略に基づいて、その都度、その都度、行政ルールに基づいてやって進めてきました。

そして最終的には、その中で議員の皆さん方にお諮りし、そうやってご理解をいただき、そして先ほども言いました、議員の皆さんが苦渋の判断をしていただきました。これは、安定給水をこれからも安定的に給水する責任というのをやっぱり重んじていただいております、こう理解して私はそのことには敬意を表していきたいと思っております。

そういう中で、立ち止まる時期、そのとき立ち止まって、敬意まで表すと言っているのに立ち止まって何がどうなるんでしょうかね。

行政ってそういうものではないと思っております。やはり、真摯に受け止める、そのものにできないときには、後で行かさせていただく。そのことを真摯に受け止めて、そしてあらゆるそれだけでコアに考える、特別考えじゃなしに、広範囲で行政の範囲でやっぱり受け止めていくということは先ほどの答弁でさせていただきました。

このことが、行政の預かっておる責任者としては非常に重い責任の下に決意をしたということを申し上げておるわけですから、その決意をしたときに立ち止まるという



のはできないですよと、こういうことを申し上げております。

しかし、真摯に受け止めながらその声というのは大事にしながら、そのことを取り逃がすじゃなしに、行政全般に活かしていかなきゃならないと。

そういう意味では、これからの先にはやっぱり住民に広く知っていただく行政広報の大事さというのは改めて認識しているところであります。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

行政とは、住民の声を無視してでも要は進めるってということが行政だということですね。町長の基本姿勢というのは、よく分かりました。

要は、昨日も言いましたけど、行政を進める上で一番大事なのは住民との信頼関係ですよ。そこを抜きにして何事も進まないということは、もう長く町長をしておられるわけですから、十分理解されてるというふうに思ってたけど、全く理解されてないというふうに理解、今いたしました。

本当にそれで今後もやはり住民の理解を得てまちづくり進めていけるっていうんであればされたらいいですけども、そういう反省もなく住民の意見を無視するっていうことをうなずいて同意されるようなそういうことでは今後本当にまちづくりは進まないと思いますよ。これは、本当に警告しときたいと思いますので、ただ、まだ議会開会中ですのでまだ考える時間はあります。ちゃんと理性的に考えていただいて、何よりも大事にしなくちゃいけないのは何かということをやちゃんと考えていただきたいと思います。

次に、コロナの関係で聞いておきたいと思います。

ちょっとこれだけで終われないかもしれませんが、いわゆる、今コロナの関係で言いますと、昨日も本町で8人の感染が確認されるなど、3月だけで25人の感染

確認ということもありまして、昨日いただいた学校での感染拡大も含めまして全体としては今減少傾向というふうにも言われて、まん延防止措置もこの21辺りで終了するというとも言われておりますけども、大変深刻な状況が続いております。今後も新たなその変異も含めてどうなっていくか分からないという状況の中であります。

それで、根本的には国や京都府の果たす役割は大きいというふうには思っておりますけども、特にこの間の政府のコロナ対応というのは大変後手に回っているという状況があって、ほとんど有効な手が打てていないという状況があります。

そういう中で、全くこの現場の実態とかみ合わない対応が繰り返される中で、今回のオミクロン株は感染爆発ということが起こっているというふうに思います。

そういう意味では、ちょうど今度3年目を迎えるわけです、町長。

そういう意味では、やはりこれまでの状況も踏まえて町としてしっかりとした方針を持って、国や府の状況も見ながらも町としての判断がやはり今後重要になってくる。町としてやはり何が一番大事かっていうことを判断して、やれることはやっていく。また、京都府や国にも要望していく。そういう立場でやっていくことが、特にこの3年目大事になってくるというふうに思いますが、その辺、町長のお考えをお聞きしたいっていうのと、それから課長には、これは92ページのワクチン接種事業に関わってですけども、371万3,000円が計上されております。

これは、一応、この間3回目接種っていうのは3年度の中で進めていただいているんですけども、これは、5歳から11歳の子供の関係のものなのか、どういう関係でこの4年度として上げておられるのかっていうことをちょっと説明だけいただきたいと思います。両方お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

このコロナの感染については今ご質問ありましたように、多く増えてきているとい

うのが非常に感じているところであります。

その対応についてですが、これはもう従来から京都府のほうでは新型コロナウイルス感染対策本部を設けておられます。その本部との連携を密にし、そして今も質問ありましたように和東町の対応どうあるべきかと、和東町の対策本部できちっと協議しながら徹底してきているところであります。

そういう下において、慎重かつそういった対応をしておりますので、また後で課長のほうから詳細に説明させていただきますけども、今ご質問ありますように、その辺のところは十分理解して対応しておりますのでご理解よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

この371万3,000円のコロナワクチン接種事業につきましては、今、岡本議員からありましたように、11歳以下の方の分、また、この3年度に接種できなかった人の分、その分をおおよそ勘案した中での予算ということでございます。

3回目の18歳以上の方の3回目の接種分につきましては、先の専決等で予算のほうを頂きましたので、そちらのほうでさせていただくということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど町長言われましたように、いわゆる形だけじゃなくて、本当に現場としての判断というのが大変今後大事になってくると思います。

実際この間も全国的にも例えば広島であるとか、また東京の墨田区であるとか世田谷区であるとか、本当に独自の判断で、和歌山県もそうですね、判断する中で押さえ込んでいくということが取り組まれてきました。それを国が後でカバーして全国に広

げるってというようなことになっておりますので、町としてもぜひ、国の対応に全て縛られずに、やはり現場に沿った対応をしていただきたいと思います。

それで、ワクチンについては今後子供の部分が新年度から始まると思いますけども、今、大変子供への感染が広がっているという中で、保護者の方のいろんな意識というのもいろいろとあるというふうに思いますけども、丁寧なやはり対応の中でリスク又はメリット、そういったものもしっかりと説明いただいて、判断いただけるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、最後に検査の問題ですね。やはり今後ともいろいろ言っても検査体制がやはり大変大事だと思うんです。

先日、この政府のいわゆる高名な方が感染されて、その方が要は何を言われたかという、もっと早くPCR検査をしたらよかったという話だったらしいんですね。PCR検査を抑えてこられた本人がそういうことを言われたんで、大変教訓的だったというふうに思うんですけれども、やはり感染力の強い株といったものが今後も想定される中で、やはり身近なところで検査がいつでも誰でも無料で受けられる、こういった体制をいち早く整備していくことが大変要になってくるというふうに思うんです。

それで確認したいんですけども、今、国保のほうで診療所のほうで年度末までに無料検査、抗原の関係ですけども今していただけてますけども、新年度以降、これまでにちょっと聞いたかもしれませんが、もう一度確認で新年度以降のこの取組についての方向性、引き続き継続的にやっていけるのかどうか、その辺をお聞きしたいのと、福祉課長には、これももう一回確認ですけども、新年度以降も医療や介護、保育、教育また観光などのそういった人と接するそういった職場での定期検査ですね。今、できてるところでは週1回というのがありますけども、こういった最低でも週1回の定期検査というものが、新年度以降も今されてるところはされるし、またできてないところはされていくということが大事だと思いますけども、その辺の方向性について説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありました新年度についての定期検査につきましては、当然、できる限りやっていきたいなど。

ただ、国内の感染、まん延状況を見ながらということになってきます。

今、国内は徐々に下がってはきておるんですけどもまだまだ油断ならないところで、岡本議員からありましたように、和東町内はまだまだ感染者がいらっしゃる。昨日も8名ということで出ておりますので、これにつきましては、新年度につきましても、保育園、学童保育所を中心に定期検査のほうはできるだけ続けていきたいというふうを考えておるところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町国保診療所におきまして、3月8日から京都府新型コロナウイルス感染症に係る無症状者の検査環境整備事業を利用しまして、抗原定性検査という事業を始めております。

ただ、今のところ問合せは数件あったようでございますが、検査はまだ、実際受検された方はいらっしゃらないという状況でございます。

ある程度検査キットも確保しております。令和4年度以降につきましては、新所長とまた相談させていただきまして、この検査、また一歩進んだ形のものも当然必要になってくるかと思っておりますので、新所長と相談させていただいて、できるだけ実施できる方向で考えたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今、検査についていわゆる感染状況を見てっていうこともあるんですけども、要は、検査はまん延してないとき、要は。例えば、去年の9月以降一定収まりましたよね。そのときに、やはり本来はそのときに検査体制をちゃんとやはり整えておくということがやはり必要だったわけです。それを怠ったが故に、オミクロンの関係で感染爆発を起こしたというのはやはり教訓だと思っております。

ですから、一定収まっていくときにほっとして終わるんじゃなくて、そのときにちゃんと体制を整えればいち早く感染状況をつかめるわけですから、引き続き感染状況にかかわらず定期的な検査ができるような体制は取っていただきたいというふうにこれはちょっと強く要望しておきたいと思います。

最後に、せっかくですので、農村振興課にお聞きしたいと思うんですけども、いわゆるコロナの影響で、この間、国の施策等で復活支援金とか関係で一定の売上げが減少した、今3割まで見ていただいているっていう話はあるんですけども、またその時短等の京都府等の協力金なども一定対象になる業者さんもおられると思うんですけども、こういったいずれもなかなか対象になり得ないそういう業者さんもおられます。やはり、例えば売上げ3割までいなくても2割とかいうところも含めて、そういう小さい業者さんにすれば大変大きな減収になるわけなんですね。

そういう意味で、やはり町として、先ほど町長もコロナの関係で町としてやはりどう支援するかという話をされてましたけども、やはりそういう国の支援も府の支援もかからないような、そういうでもやはり大変なところっていいですか、そういうところをやはりフォローしていくっていうことが大変大事になってるっていうふうに思うんですね。その辺、4年度の中でさらにまだコロナの影響も続く中で、そういうやはり支援を町として独自に広げて、そういった方もやはり支援の対象にしてやっぱり支

援していくということが大変大事だと思ってるんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

はい、岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、岡本委員のご質問にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けておられる小規模な事業者様もたくさんおられると存じ上げます。

昨年度につきましても、事業者支援給付金ということで一律当たり金額につきましては、あくまでも下支えというところにはなりますが一律5万円を事業者の皆様へに交付させていただいたところでもございました。

実績といたしましては農業経営者の方は197件、事業者の方112件、計309件の事業者の皆様へ交付をさせていただいたところでもございます。

長引くコロナの影響がございますので、今後もこのような事業者の皆様への支援というものは継続する必要があると思っております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時37分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開き、質疑を続けます。

皆さんにちょっとお願いしておきたいんですが、朝から申しましたとおりに質問者それから答弁者も簡潔明瞭にお願いをいたしたいと思っております。

よろしくお願いをします。

6番、井上委員。

○ 6 番（井上武津男君）

はい。井上です。

昨日も質問させていただきましたけれども、水道の値上げに関する問題でお聞きしたいと思います。

この水道というのは世界各国大体 150 か国ぐらいはあると思います、世界ね。そのうちの約 10 か国のみにおいて、水道のいわゆる蛇口からコップに水を取ってすぐ飲めるというような状態があるのは、これが日本の状態なんです。こういう状態を続けていくということがまずは一番大事なことでと私は思っております。

そして、その中でやはり町長、そして職員、そしてこの我々議員一体となってこの水道行政を進めていくということが一番大事であるとこれも思っております。

そして、もう一つ私自身が一番初めにこの議題に立たせていただいたときには、行政破綻をさせないこと、それが一番大事であったということをごにまず前置きさせていただきます。

そこでお尋ねいたします。

今回、値上げができなかった場合、次に値上げをするということが行われる場合において、果たしてこの議案よりも安く設定することができるのか。

また、二段階、三段階するとしても、そのほうが値段が上がるのか下がるのか、なおかつ、短期間にそのことを行わなければいけないのか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○ 委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

水道料金につきましてですが、基本的には十分にして良質な給水サービスを行うというのが公共の水道の役割だと考えています。



その中でどれだけの施設を管理し、開業し、再構築していく中で安心・安全な水を送るかということになります。

実際のところを言いますと、経営戦略を立てた段階で値上げをしたおった場合どうなのか。それから今回の値上げはどうなのか、この後はどうなのかという話ですが、基本的に言いますと、激変を緩和させるためにもう一回値上げを手前に入れるのか、それとも先送りするのかという問題になろうかと思えます。

現時点で水道委員会のほうにも提示させていただきましたとおり、今後の中期的な視野から言いますと、約60%程度の値上げをしなければならないということが現実に出てきております。その中で、今回、40%前後の料金改定をさせていただいて次回に臨みたいということでございます。

これは、今後送ります西部水源の改修等も視野に入れて検討していくこととなると思いますが、現時点では今の段階で改定するのが一番良好な時期ではあったというふうに判断します。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

今の話では、今回値上げしなかったら次に値上げするとする場合、やはりそれ以上の価格で値上げしなければならないということですよ。そういうことですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい。その時期としては、今が最終の待ちきれた時期であると思えます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それが短期間に行われた場合でも、やはり同じように2回、3回でやったとしても今の値上げよりも高くなるということですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい。短期間でやった場合につきましては、同じ率を2回、3回ということにかけてることになりますので、結果的にはもっと上がる可能性は考えられます。今、先ほど午前中にも岡本委員のほうに説明させていただきましたとおり、小西委員からも説明ありましたとおり、料金についての検討については3年から5年で行えというのが今の基本です。

それをもって言いますと、3年から5年で中期的な料金の改定を見ながらその時期を見定めて改定を提案していくというようなことになろうと思います。

○委員長（岡田 勇君）

6番井上委員。

○6番（井上武津男君）

これは、できなかつたら、いわゆる独立採算制であるために、行政破綻を起こす可能性ということはないんでしょうか。このことについてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。基本的には、独立採算という形を取りますので、一定の行政の負担をいただきながら管理運用していくという形になろうかと思えます。公共事業でございますので、この点についてはそのような動きになると。

破綻という話になりますけども、破綻さす前に起債を起こして対応するわけでございます。これを起こすということは、それを翌年以降に返済するというところでございま

すので、普通で言いますとそういう言葉に置き換えることは可能になると思います。

○委員長（岡田 勇君）

6 番井上委員。

○6 番（井上武津男君）

今、課長の答弁聞いていますと、やはり今回の値上げが一番妥当であろうかと私は考えるようになりました。行政破綻させても、これはもうやっぱり和東にとっては大変なことです。そういうことになってはいけないし、そして仮に2回、3回値上げしても、やはり今の値段よりも高くなるということは、住民さんに対してもこれは失礼な話ではないかと私は思っておりますので、このところについては、やはり今回のことは私は賛成で、そのまま通したいと思います。

これで私の質問を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

2 番高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

午前中、また昨日からこの簡易水道料金についていろいろご質問なり、ご意見なりございました。私はこの簡易水道事業の中で、特に前からも12月、また今回の1月の臨時議会でも申しましたが、やはり先ほど来出てます西部の簡易水道の関係ですね。やはり一昨年辺りから西部地域のあちこちで漏水が発生している。1月にも前回は臨時議会の中でもお話ししましたが、石寺橋の水管橋ですね、漏水が発生したということもございます。そのとき、町長なり、また建設事業課長のほうから西部簡水については、いつどこで漏水が起こってもおかしくない状況だというようなご答弁だったかと思えます。そういうことからしますと、やはり今すぐにでも西部簡水をやらないといけない状況だと思うんですね。ですから、令和4年度予算の中に、その西部簡水の改修の事業というのが計上されていないということはどのようなことなのか、また、予算書の12ページのところに緊急修理工事委託で40万2,000円で、10ページ

のところでは修繕費として633万8,000円ということで計上されてますけど、このレベルの金額で、いつどこで漏水するか分からないような西部地域の対応ができるのかどうか、その2点についてまずお答えいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の高山委員のご質問でございます。

懸念をします西部水源は確かにそのとおりでございます。特に撰原の公民館周辺、それから石寺の西和東木津線のところについては水圧がかなりかかったりということがございまして、ほぼ何回か修理をさしていただいたような現状がございまして、これが一番今西部水源の中で一番ややこしいというか困難なところでございまして、これを早期に改善したいということでございまして、今回の予算に計上さしていただいてないということでご指摘でございます。これにつきましては、令和4年度の事業、料金改定を見込みまして、令和7年度辺りから工事ができるような計画をまず立てていくと。何が一番の議論になるかといいますと、現時点で公営企業会計にまだ移行しておりません。償却資産、減価償却等のほうが出ておりませんので、これを出した段階でどれだけの費用が投入できるのかというのを再検討した上で、それに係る経営戦略を策定して、次期に入れたいということで、令和4年度については計画を見送ったのが今回の予算でございます。令和5年度以降に経営戦略をもう一回見直した中で、5年度以降計画を随時事業化したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今、令和7年度ぐらいから計画を立てていくというようなお話でございました。今回の水道料金の値上げの話の中でも、起債の償還の分が理由として挙げられてました。

令和7年度でこの起債の分ですね、そういった事業に取りかけられるだけのこの起債の残高というような状況が見えてるのかどうか、その点についてご答弁願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点では、かなり厳しい状況にあると私は判断しております。これにつきましては、先ほど来言ってますように、公営企業会計の中での投資の仕方等々を今正にやっている最中がございます。これが確実に計画立てられるということで私は動きたいと思っておりますので、何らかの措置をまた有利な補助事業等を検討しながらかかりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、高山議員から非常に大事なご質問頂きました。こうしてまだ今統合はできましてたけども、管路とかそういったものをきちっとできて安定給水だと理解しております。今年の予算も私は当然こうして続けていくべきだというふうに、ここは限度いっぱい  
の経営のところであって、いわゆる前年度にこの高料金の対策不安だとかいろんな面があって、この予算なかなか返済がピークに、1億5,000万というの、これを今課長も言うたように見定めながらやっていかないと大変な時期に来てます。だから非常に厳しいぎりぎりの段階で今やらしてもらって、今年のところはこの状態を、この高料金が入ってくる、入ってくるって変な言い方やけど、ここのところをきちっと見定めながら計画を入れないといけないと。

しかし、一方では水道もこれからいろいろ計画を入れていかなきゃいけない、先ほどのとおり。そういうのはきちりいりますけども、今言われましたように、これが安定すれば、やっぱりやっていくべきやと思います。私は早くやれるように努力して

いくべきだというふうに思っておりますので、何とかこの財源安定させて、そしてもし1億5,000万、高いところ来たかて、平準化、使えるかどうか知りませんが、何か技術を入れて、下げて、そしてその計画が1年でも早く取り組めるようにしていきたいと。こういう、申し訳ないんだけど、今回簡易水道というのは、こういったぎりぎりのところにあるものですから、非常にここでこんな状態というのは、もう正に出てきております。だから、一日もこれ、住民のご理解いただきながらこういったものを今お願いしてるわけですので、それを受けてやっばしきちっと安定給水は、管路の、全部完成したところだと思っておりますので、それを目指して頑張っていきたいと思っております。

今、年度は出ましたですけど、あれ計画の中ですから、あれよりもできたらもうちょっと財源を何とかいろいろ安定させて、また工夫してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。今の令和7年度というのは、あくまでも今の現状の計画だということでございます。午前中にもいろいろご意見ございました。立ち止まったらどうかというようなお話もございました。これがやはり立ち止まるとその分が遅れてくるわけです。その中で、今、岡本議員からもありましたけど、午前中、風呂の回数を入れる回数を減らしてでも節約しておられるというお話もございました。確かに厳しい家庭もあるかも分かりません。けど、この西部簡水は大きな管路がこの漏水を起こして、大規模な工事が必要になったときには完全に西部の配水は止まってしまうんですよ。控えるどころか入れない状態になるんですよ、風呂にね。また、生活の水というのもそこで絶たれてしまうわけですよ。そういう意味でも、すぐにでもやっばり今町長おっしゃっていただいたように、なるべく早くこの西部の簡易水道の事業を実施

していただきたい、そうでないと安心した生活が送れないんですよ。風呂の回数が減るというレベルじゃないんです。ですから毎日安心な水が飲めなくなる、そういった危機がもう既に西和東地域には起こってるんです。これが現状なんですよ。ですから、午前中もございました、1,400人程度の反対署名があるということでございます。確かに値上げだけで言いますと、誰も喜んで賛成するもんじゃございません。私も反対です。値上げだけを考えれば。ただ、今申しましたように、やはり西部地域の安心、安全な水を供給していただくために、やはりこれについては早く水道事業の会計を健全な状態にさせていただいて、努力いただいて、一日も早い西部の事業に取りかかっていたきたいというふうに思っておりますので、これがそのために朝からも町長も熱くご答弁いただいておりますけれども、しっかりとまた住民の方にその辺りの事情も説明していただいてご理解をいただく、こういった努力もしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと、最後町長、ご答弁お願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、高山議員から正に努力して努めていかなきゃならない、行政責務においてやらなきゃならないことをご指摘いただいております。この簡易水道事業、先ほど井上議員のご質問でもありましたように、非常に厳しいことは厳しい。もう見ていただいたら合併はいたしました、合併してる前の施設そのまま残しております。あれを整理していくともう大変なことになりますので、こういったことにも余り影響ないところはちょっと堪忍というか許してもらって、やっぱりしなきゃならんところへ先に手を付けていかなきゃならん。今は管路、今まで石寺については道路整備と合わせて、できるところについては管路入れ替えてきました。しかし、それ、できないところが残っております。こういったことは非常に気にかけております。やっぱり安定給水していく、その事業を円滑に進めていくためにも、この事業会計は維持、きちっと進めていかな

きやならない、だからそういう意味では非常に今の思い、やっぱり私たちの責任において、一日も早くというところですね。その努力ということを指摘いただいたと思いますので、これは正に行政責任、安心安全の水、今までよくありましたが、ここ最近起こっておりませんが、住民の中では断水というのを起こしました、よく。あの断水は今防ぎまして、もう断水なんてないというのが当たり前になってきてますね。だからそういうことで一つ一つ前進してきているということをご理解、住民にもいただきまして、やっぱり水道のこの全域がこの1つの安心安全の和東町全域が一元の水道施設というのは、これ非常に誇れることだと私は思っております。こういった水道事業をいつまでも続けられる努力というのは、行政管理者の責任だと思っておりますので、今のご質問に十分心して進めてまいりたいと、このように思います。よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

まず、やはり西和東の住民の方の中には、西和東地域は上水道、下水道共に放ったらかしやという、そういう意見も言われる方もいらっしゃるんです。なので今回合併浄化槽の件につきましても質問させていただいた。やはりその辺りは行政の責任として、やはり早くやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、112ページなんですが、午前中、石寺の茶畑景観の話もございました。コロナ禍ではありますが、昨年からまた徐々に観光に来られる方も戻ってきている状況にもございます。そうした中で、昨年、茶畑の景観のあの周辺からずっと下まで、石寺の高橋のバス停付近まで景観を見に来られた車両が止める場所がないので路上駐車してずらずらっと並んでしまったという事象がございました。地元の方が帰ってこられても、片側通行になってて怖くて帰れないということで、どなたかが警察要請され



てパトカーで誘導されて帰宅されたということがございました。そういったことから石寺区から多分要望もしていただいていると思いますが、やはり観光に来られる方の交通対策、駐車場整備とか、あと違法駐車といいますか路上駐車の問題もございまして、そういったこの駐車車両の対策ですね、これについての要望も町のほうに出てるかと思えます。早急にそういった対策をお願いしたいと思うんですが、地域力推進課長いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

高山議員のご質問にお答えいたします。本当に石寺地域の皆様におかれましては、非常にご迷惑をおかけしていることを常日頃感じております。きれいな景観をひと目見に来られたいということで車で来られまして、路上駐車ということで、高橋のバス停からずっと延々と続いてたということで本当にお困りになってると、そういったお話もありました。しかしながら、昨年そういった駐車場の対策を地域の方自体が自分たちのことにも取っていただきまして、どこか駐車場を確保するところがないだろうかということで、区長様のほうから数か所駐車場の用地の場所を候補地として挙げていただいたところがございます。そういったお声かけもありまして、昨年12月28日に実際土地をお持ちでいらっしゃる方とお会いさせていただきまして、所有者の方の用地の提供、どういった提供してもらえるか、どのぐらいの面積のほうをとるか、そういった要望をお伺いさせていただきまして、この当初予算には間に合いませんでしたが、なかなかその全てを見ましたら、農振地のところがございますので、その農振地の解除もしないといけないということで、農村振興課長とも話をしておまして、一定8か月、1年ぐらいの見込みが解除するには、申請が必要になってくるということも伺っておりますので、地域力推進課としまして、やはり観光行政というのを進めていくに当たりまして、駐車場は確保必要だと感じておりますので、一定ご協力いただ

ける土地の所有者の同意を得まして、順次令和4年度から本格的に交渉、また用地の場所、農振地の解除の手続ということを進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。またもう3月半ばですし、もう少しすると、やはりこの新茶のシーズンでもございますし、観光の方も、来られる方も非常に多くなるということがございますので、まずは路上の駐車対策ですね、啓発看板であるとか、路面標示であるとか、いろんな今現在できることもあろうかと思えます。駐車場については、今ご説明いただいたように、土地の所有者の方との交渉とかいろんな問題が出てくるんですが、すぐにでもできるような路面標示なり啓発看板なり、そういったことについてはできるだけ早く、なるべくなら新茶の時期前にでもしていただいたら、地元の方も安心されるのかなというふうに思いますので、よろしく願いします。

次に、118ページなんですが、ここに、撰原下島線拡幅改良事業ということで計上されています。これにつきまして、これはうわさというレベルで申し訳ないんですが、いろいろ大変な状況があるというよううわさも聞き及んでまして、予算計上されてるといことは、いよいよ工事していただけるのかなというふうに思ってるんです。実際していただくということであれば、地元の方も安心されるんだろうなど、やはりこれ長年の課題でもございますし、この辺りは間違いなく令和4年度にそういった工事に入れるのかどうか、その辺りのお話と併せまして、もう1点道路拡幅工事の関係で言いますと、午前中にもございましたが、石寺の地域ですね、グリーンスローモビリティの周遊コースでもございます。そうした中で、上出丸塚線の丸塚橋から上ですね。具体的に言いますと、石田商店さんから丸塚橋の間が非常に狭いなままであります。グリスロが来ても地元の車と離合できない、民地に入っただいて離合

するような状況もございます。路面についても道路半分ぐらいから川のほうに傾いてるようなところもありますし、路面舗装もがたがたになってるということで、タイヤの小さいグリーンスローモビリティで走られると多分ハンドルを取られる状態ではないかなというふうに思ってるんです。そういう意味でも、この上出丸塚線の路面補修、また拡幅等についてもまた地元のほうからも要望出ているかと思しますので、これについてもやはりなかなか財政的に厳しいかも分かりませんが、早い時期にかかっていたらと思うんですが、その辺り建設事業課長いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

まず、町道撰原下島線でございます。これにつきましては、工事の計画及び設計はほぼ終わっております。工事に入る段階に今来ておりまして、地権者の説明会をさせていただきたいということで、地元の区長さんのほうには連絡をさせていただいております。また、場所につきましては、下島の公民館から撰原のふるさと農道の入口の間ということで考えております。下島の区長さんのほうにはもう説明は終わっておりますので、あと地権者の説明だけとなっております。ただ、関西電力のほうはかなり重要な電圧の電柱を持っていますので、その移設がなかなか時間かかっているのが現実のことでございます。この路線につきましては、下島から撰原、どちらからも入れますので、お茶の期間というのを余りにせず工事ができるかと思しますので、その点も含めて工事の発注に向けて準備を進めたいと思しますのでよろしくお願いします。

この間、先ほども言うてましたけども、水道管も撰原から下島に行くぐらいの管も入ってます。これももしできるのであれば、中で整理もしていきたいということで、下島－撰原間の水道の安定も図れるかなということも考えてますので、それも含めて言動させていただきたいと思します。これは事業の中でどうなるか分かりませんが

も、それと併せまして石寺でございます。これにつきましては、観光が先なのか、地元の方が先なのかという問題は確かにございます。ただ、今現実で言いますと、石寺橋を皆さんもご存じだと思いますけども、森田さんが完全に移転をいただきました。今後あそこに1つの橋台、反対側の河川でいくと右岸です、右岸につきましては一昨日渡邊さんという方の用地を取得もできました。用地についてはほぼ確実にっております。これにつきましても計画的に工事に入っていきたいということで、まずは石寺橋を先、その次に何とか上に上っていききたいということで、府のほうには次の事業の要望、要求をしております。これを何とか取りまして進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

次の事業ということでございますが、地元としましたら、やはり安定安心のためになるべく早くと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農村振興課長、すいません。今度、私25日に和東町環境美化推進委員会の視察研修ということで、生ごみを使った堆肥リサイクルについてということで研修行かせていただくんですね。今回見てみましたら、102ページのほうに多分その事業が載ってるのかなというふうに思うんですが、この堆肥を使ったこのごみのリサイクルですね、これについての今の現状、計画はどのようにされてるのかお知らせいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

堆肥の取組につきましてご説明をさせていただきます。102ページにございます

新産業創出事業といたしまして、活性化センター様で進めていただいている事業でございます。和東町の基幹産業である茶業を補填する新たなものの1つといたしまして、廃棄茶葉を含む食物ざんさを活用した完熟堆肥作りに取り組んでいただいております。家庭から出る味付け、加工料理をしたものを除く野菜などのざんさ、廃棄茶葉を混ぜ合わせ発酵、完熟させ堆肥中の雑菌などを死滅させて、安全な堆肥作りになるということで聞いております。また、その肥料を活用したハーブなど作物作りの実験検証も進めていただいているところでございます。

この取組を通じまして、ごみ問題の一助、また、地域結束へもつながり、現在世界的に言われておりますSDGsの取組を見据えた循環型農業を目指す事業でございます。現在、精製の方法は確立され、今年度5回の仕込みができたということも聞いております。これからの進捗状況により、販売、販路形成も視野に入れられるということで伺っているところでございます。以上となります。

○委員長（岡田 勇君）

2番高山委員。

○2番（高山豊彦君）

非常にいい取組だなというふうに私思っています、ただ、これまで実証実験何回かされてきたかと思うんです、この事業ね。そのことを住民の方はなかなかご存じじゃないということだと思うんです。使用済みの廃棄するような茶葉を再活用するというものですから、本町、茶産業の町ですから、町内で多くのやはりそういう使用済みの茶葉って出てくるわけですよ。そういったところをご協力いただく中で、それがまた堆肥として再利用される、これがまた新たな農産物に変わっていくということですから、これはしっかりとPRしていただいて、どんどん進めていけるような事業にすることで、大規模な事業にすることで雇用も生まれてくるかと思っておりますので、ですからそういう取決めをぜひやっていただけたらと思います。

もう1点の最後の質問になるんですが、先日、昨年もそうなんですが、住民の方か

ら野良猫の対策というようなことでご相談いただいたんです。動物愛護法が改定されて、今年6月からマイクロチップを埋めないといけないというようなことになっています。これは何かといいますと、やはりこの飼い主の方の遺棄とか、災害時に迷い動物というのが発生するということもあってそういうチップを埋められるということなんです。本町の中でも今言いましたように、そういう遺棄される方が非常に多くて、子猫が生まれた、それを遺棄されるものですからどうしてもそこで大人だったら繁殖してしまう、増えてしまうという現状があるんです。そのことで先日ご相談いただいた方は、昨年自費で家の周辺にいる野良猫を避妊、去勢手術をされたんです。これについて、自費でやられてますから20万ほど負担されたんです。年金だけの生活の方なんです。今年もまた8匹ほど自分の家の近くに寄ってきてるということもあって、何とかならないかということでご相談いただいたんです。いろいろ農村振興課長のほうにも相談させていただいたりいろいろしたんですが、なかなかいい手立てはないということで、やむなくそのまま放っておくのも子猫もかわいそうだとということで、また今回もその住民の方は、先日の非課税世帯への10万円の給付金がありました。そういったものを活用しながらまた今回自費で対応された。その中で、子猫については譲渡会のほうに知り合いを通じて譲渡会のほうに引き取っていただくとか、そういうことも依頼されて、対応されたんです。調べますと、日本の動物愛護協会のほうから3月1日から飼い主のいない猫の避妊、去勢手術の補助事業というのが始まっているんです。今年の3月1日から。こういうようなものがもう少し早めであれば、その方も助かったんだろうなと思うんですが、やはり本町としてもそういった去勢手術等の助成なり、また愛護協会等の調整をしていただいて、そういう譲渡会にそういった野良猫なり子猫の引き取っていただけるようなそういうシステムが構築できないかなと、そうすることによって先ほどご紹介させていただいた住民の方のような負担がなくなるのではないかなというふうに思っているんです。ですから、京都市内でしたら、愛護協会のほうに調整していただいて、やっているとすることは聞いてます、電話

さしていただきました。いろんなどころ、京都市もそうですし、宇治市もそうですし、いろんなどころでまたそういう去勢手術の一部助成とかいうのもあるんですね。ですから、やはりそういう住民の方が高額な負担をされている状況があるわけですから、何かその辺りの検討をしていただけたらと思うんですが、農村振興課長いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

野良猫に関しましてのお問合せは、時折住民の皆様からもあるところがございます。猫は愛護動物で、動物愛護法により傷つけたり殺傷することはできないこととされており、人に飼われてない猫も動物愛護法の適用となります。京都府における猫に関する所管につきましては、身近では木津の保健所となりますが、相談もさせていただいてるところではございますが、飼い猫でありましたら一定の条件の下、有料で引取りをしていただくことが可能でございますが、野良猫は引取りができないこととなっております。しかしながら、繁殖による野良猫が増え、また複数の野良猫がいることにより、ふんの被害などもあると思います。全国的な課題であるとは思いますが、今高山委員のほうからございましたとおり、譲渡会へのシステム構築、その辺りのこと、本当に何かよい方法がないか考えるべき問題であると思っております。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

110ページですね。森林経営管理事業ということで、これも803万ですかね、入ってるんですけども、これについてのご説明願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

藤井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

森林を大切な資源として管理し、守っていくために森林経営管理制度がスタートしてるところの事業でございます。この制度では、森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と事業者をつなぐことで適切な経営管理を行い、放置された森林が活用され、また地域の活性化につながる効果、森林の多面的機能が向上し、土砂災害等の発生リスクを軽減し、地域住民の安心、安全につながる効果が期待されている制度でございます。

本町におきましては、昨年4月におきまして、奈良交通バス撰原バス停のほうから東向き、府道沿い北側の斜面になりますが、以前から台風等の影響により倒木等しておりました荒廃の竹林を整備させていただいたところでございます。今後も小規模な近隣や道路沿い、危険な箇所等につきまして、森林組合さんのほうで地域林政アドバイザーをお願いしておりますので、ご相談をさせていただきながら計画の上、事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

府道のほうから見ておりますと、確かに竹林のほうを整備、ところどころ切ってるなど分かるんですけど、あそこら辺は植林してるところがあったり、そのまま放置してある、雑木が伸びてるところがあったりしてるんですけど、あそこらはもうほんとに、和束の玄関口と言われるようないい風景のところなんです。茶園の景観ということで、茶畑景観ということも整備が進んでるんですけど、やはりあそこら辺も山の整備ということもやっぱり、特に重点的に補強というかしていただきたいと思う。

それで、事業計画ですけど、森林組合に一任されるのか、4倍ぐらい、いつも20



0万ぐらいなんですけど、4倍ぐらいの差がありますので、どの程度されようとされてるのか。どういうふうに事業進められるのかということ詳しくお聞きしたいんですけどね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

藤井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり森林組合様のほうといろいろ、やはり山の地権という部分もございますので、相談役となっただき、現在話合いを進めてるところでございますが、またその所有者の方とのもちろん話合いもございます。その辺の意向調査等、今現在進めてるところでございます、農村振興課のほうで思ってることにつきましては、やはり府道沿い、特に道のほうに生い茂ってるような森林、木を伐採し、整理していくということが、まずは有効なのかなと考えているところがございます。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

伐採しましてもまた生えてくるものですから、また生えてきたら刈ってということになると思うんですけど、竹やぶは竹がまた生えてくるし、また木を切ったら雑木は雑木でまた大きくなるんで、景観上はもうちょっと統一感のあるような、植林という場合、どうしても切ったら植林するとか、そういうことが必要じゃないかと思うんで、これちょっと押し進められないですかね、もちろん地権者いらっしゃいますので、そちらのほうの協力も得ながら、理解を得ながら、広葉樹ですよ、そういったものでも植林して、きれいに、サクラでもあるし、いろいろサルスベリとか何かありますので、そういったものを進められないかと思ってるんですけど、それについては

どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

藤井委員のご質問に答えをさせていただきます。

この森林の経営管理制度につきましては、森林を維持していくことと、また、ただいまお話がございましたとおり、切るだけではなくて植えると言われております、いわゆる循環型に利用していくということも言われているところでございます。森林の経営管理につきましては、幅広い形で事業を行うことができますので、その辺りのことも念頭に今後事業を検討いたしたく思います。

○委員長（岡田 勇君）

3番藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

今言ってる項目の下のアドバイザーってあるんですけど、こういうのをアドバイザーの方に相談するというか、アドバイザーの方に委託するわけですね。これはあそこの事業も入ってるんじゃないですか。どういう形で、例えば切った木をそのまま放置するっていうんじゃないかと、その利用というのもやはり、道を造っているいろいろやっていったら、計画的に森林経営やっていくという1つのモデルになると思うんですけどね。それについてはどうですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

お答えさせていただきます。

地域林政アドバイザーの委託についてでございます。先ほどの森林経営管理制度は実際の作業に当たりましてのこととなりますが、やはり山を管理していく計画につき

ましては、いわゆる企画、立案の部分は林業関係者の方の指導、助言といったものが施策に関わる活動の部分がございますので、そちらのほうを単純な作業じゃございませんので、そちらのほうは別途アドバイザーを雇用して事業を進めていくということになっているものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

アドバイザーの方によろしく、いいアドバイザーの方を雇われてよろしく頑張りたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

5番吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

それでは3点ほど質問させていただきます。

一般会計の38ページの中にあります、相楽東部未来づくりセンター管理諸経費として37万4,000円が計上されていますが、未来づくりセンター設立後、5年ほど経過してと思いますが、令和3年度までの実績と今後の事業発展について町長、担当課長の答弁をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、吉田委員から頂きました質問に答えさせていただきたいと思います。

質問内容にもありましたように、ここ何年か前かな、5年ほどなるんですかね、いわゆるこの東部の3町村と京都府が一体となって、この地域を連携して、どういう未来の地域づくりを進めていくか、そしてこの右岸と左岸がありますが、左岸には学研というのがあります。その学研との波及効果をどう生かしてやっていくか、そして地

域のええところをどう生かしていこうか、いろんなことを3町村と京都府で組織して、相楽東部未来づくりセンターというのを設置して、その事務所は今笠置町のほうに置いています。その所長としてるのは、副局長になっていただいている。こういう組織で現在も取り組み、アクティビティのいろんな事業を最近では取り上げてやっていただいておりますが、そういう観点から日頃の事業に取り組んでるということでご理解いただきたいと思います。

詳しくは担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

吉田委員のご質問にお答えさせていただきます。

町長が申しあげましたように、笠置町、和東町、南山城村、そして京都府が連携をしながら3町村の課題を整理しながら未来のまちづくりを進めていくということでございます。

特に令和3年までの事業といたしまして、一定、皆さんのほうに紹介できます成果といたしますのが、認知症初期集中サポート事業、これについては相楽東部広域連合として立ち上げていただいた状況でございます。また、町長が申しあげましたように、この連携を中心とした事業で、まず行政事務の効率化、また共同化、広域化の取組を引き続きやっていくと、4年度以降もやっていくということで聞いているところでございます。

また、相楽東部3町村の人材育成、そして団体育成の取組も併せて進めていくということでございます。また、企業誘致に向けたプロモーションということで、町長が申しあげましたように、学研都市圏内の企業と連携を図りながら相楽東部3町村、特にスマートワークオフィス、和東町でいいますと体験交流センターの2階にありますが、それを使った活用、そして移住、定住、交流人口の拡大ということで4つの事業

を柱に進めていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

5番吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

ありがとうございます。

次に、同じく38ページのその下にあります、相楽東部3町村連携による広域観光事業費として、相楽東部ひと・企業誘致促進協議会負担金95万円が計上されております。こちらについても相楽未来づくりセンターの事業と思いますが、この事業についてはどのような内容で計画されているのか、担当課長の答弁をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

吉田委員のご質問にお答えいたします。

この95万円、相楽東部3町村連携による広域観光事業といいますのは、先ほど未来づくりセンター、京都府、笠置町、南山城村、和束町ということで、京都府と相楽東部が一体となって、相楽東部ひと・企業誘致促進協議会というものを立ち上げておりまして、そこへの負担金でございますが、具体的な事業といたしましては、ホスピタリティの向上に向けたひとつづくり、団体スタートアップ支援ということで、おもてなしの支援、観光誘致ですが、例えば昨年度からやっております観光ガイドの育成ということで、ガイドの経験、またいろんな知識を持っておられる方の指導を各市町の方に育成していくということで、観光ガイドの育成でありましたり、また、令和4年度につきましては、ウェブサイトを作成していこうということで、そろそろ年数がたっておりますので、新しく各町村の動きが異なってきてますので、新たな魅力の発信ということでサイトの立ち上げということで考えておられます。また、引き続きのアクティビティの場ということで、和束町でございましたらマウンテンバイクの誘客と

いうことでありましたり、和東茶の抹茶アート体験、そういった事業の内容をこの相楽東部ひと・企業誘致促進協議会で事業実施させていただく予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

5番吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

それでは2問目になりますが、次に42ページの和東運動公園管理事業費659万円についてお聞きいたします。

和東運動公園は京都国体に合わせて完成した施設であります。35年ほど経過しております。施設の設備が古くなってきていますが、令和4年度では通常管理費のみが計上されておりますが、夜間の照明のLED化も含めた今後の計画を教えてくださいたいと思います。農村振興課長よろしく願いします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

吉田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、和東運動公園美化事業につきまして、活性化センター様のほうへ委託をさせていただいてるものでございますが、庭園内のせん定、草刈り、その他清掃等委託をさせていただいているところでございます。

私もよく子供と公園のほうに行くのですが、本当に庭園のようにきれいに管理いただいているとは思っております。今ご指摘がありました施設のほうにつきましては、おっしゃるとおりでございます。照明のほうにつきましても度々切れたりしているところでございます。利用者の皆様にご迷惑をかけないように修繕等すぐに即時対応ということをしていただいているところではございますが、今後の設備のその辺りの改修等につきましては、現在は計画をしていないところでございます。利用者の皆様に

おかれまして、快適に使っていただけるように今後も維持管理、修理に努めていきたいと思いますところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

5 番吉田委員。

○5 番（吉田哲也君）

それでは最後の質問になりますが、ページの 73、74 でございます。

令和 4 年度の予算額が 2,334 万 7,000 円で、令和 3 年度に比べて 14%ほど増額となっております。増額となった内容、または令和 3 年度及び 4 年度の新規事業、拡充事業について人権啓発課長に教えていただきたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

吉田委員のご質問にお答えさせていただきます。

本年度予算が増えた主な要因といたしましては、会計年度任用職員、こちらを通年雇用するというところでございます。巡回相談と、あと人権ふれあいセンターに来られる方の相談等を主に、事務補助をしながらしていただくということで雇用をしております。それが主な原因となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

5 番吉田委員。

○5 番（吉田哲也君）

人権ふれあいセンターは、和束町の総合的な人権相談窓口を備えている施設と考えておりますので、令和 4 年度の事業を含め、一層の充実を図っていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 4 0 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 2 8 分～午後 2 時 4 0 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

8 番畑委員。

○8 番（畑 武志君）

それでは、午前中、岡田議員のほうから診療体制のことをお聞きされておりました。私も総務厚生委員会の中でお聞きしたんですが、再度確認という意味でもう一度お聞きをしてみたいです。

午前中の答弁の中では、月曜日は府立からお願いし、火曜日は千春会、水曜日は林先生ですか、木曜日が桐山先生、千春会と、これほとんど言うたように日替わりで診察受けるということになるわけです。一番懸念するのは、単純に言うていきます。一番懸念するのは、午後から全部休診なんですね。ただ一日だけ 4 時からか、4 時までやってるのか、ちょっとそこらが聞き間違ってたんですけど、その日だけなんですね。月、水、木、金、全部これ午前中なんです。ほんでよろしいですか。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

医師がいる時間帯というご質問だと思います。月曜日、水曜日、木曜日、金曜日についてはご質問ありましたように、午前 9 時から 0 時 3 0 分、火曜日につきましては午前 9 時から夕方 1 6 時という内容で契約を締結する予定、その運びで事務を進めているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8 番畑委員。



○ 8 番（畑 武志君）

今確認したとおりなんです。もう一つそこで言えるのは、例えば、月曜日、水曜日、午後から急患になりました。山城病院、ここらやったら中核病院の山城病院です。当然救急車で行ったらそのままいけるでしょう。だけど、家によっては救急車に来てもらうたら困る、私が連れていきます、家のもんが連れていきますという形が最近多いんです。こういう事例もあるんですよ。自分で連れていきました。受付で紹介状下さいと。紹介状持ってません。取ってきてくださいと、こういう駆け引きの問答になったんです。患者はそこにいるんだけど、診てもらえるのか紹介状出しなさいと、これで行ったら、この火曜日以外、4時まではオーケーですけど、午後については全然対応できないと、紹介状も出ないと。こういうことが起こるんです。先ほどそのときは電話で対応しますと、こういう答弁されてました。これ、答弁についてはどのようにされるんですか。もしもし診療所ですか、そうです。こういう答弁しかないと思うんですよ。医師の診断書が必要なのか、紹介状が必要になったらすぐ取りに走れるんですか。その辺の点お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

お答えいたします。その前に1点、先ほどの答弁と言いますかご質問で訂正をさせていただきたいんですが、月曜日、府立医大の先生ではなくて、府立医大のほうからご紹介いただいた病院の先生ということでよろしくお願ひいたします。

午後からの対応ということで、診療所に電話等であった場合、かかりつけの患者さんであれば、診療所に来てもらわなくても直接行かれた場合等、当然医師の所長との確認というのは必要になるかとは思いますが、その辺の連絡手段は確保した上で診療情報の提供書なり、薬剤情報なり、ファクスで、例えば山城病院とのやり取りとかいうのは可能でございます。また紹介状につきましても、例えば後日出しますと

かいう対応も可能かなというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

8番畑委員。

○8番（畑 武志君）

こういう例も出しました。前の委員会でもそういう例はお話ししました。これ、夜分遅い深夜に近い時間だったものですから、紹介状なくて行ったら、そこでストップです。だから、高の原行ってくださいということも1つ起こりました。救急車で来たから一番無難ですねということで、再度救急車要望に行ったんですけど、既にもう出たと、しばらく加茂から来るまで待ってくださいと、こういう現実があったんですよ。だからこういう現実もこれから起こり得るとということも十分考えられるんです。これね、令和4年度はいろいろここまで苦勞されたことが分かります。5年度もこういう形に来たら、これはやっぱり住民、せつかくそこへ総合保健福祉施設も考えているんだからね。和東の診療所というのは、駄目になるというふうに1つ懸念する。今回のこれかて二転三転という答弁されてました。これも私も聞いておりましたから理解しております。そやけど、これを今住民さんの方に言うたらね、お話ししたら、どのように周知徹底されるのか、先ほど周知徹底するということがお聞きしましたけど、どのように捉えるかですよ。診療所頼りないなと、何とも診てもらえへんなというようなことになり得る可能性もあるんですよ。その点、どのように考えてるか、町長に聞きましょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、畑委員から頂きましたご質問にお答えをさせていただきます。

この診療所の考え方って非常に大事なご質問頂きました。答弁させていただく前にこの背景であります、やっぱり診療所の位置づけというのは、今畑委員が言われた

とおりであります。それが1つはなぜ午前中の診療になってきたか、夜診もなく、午後もなく、なってきたと、これは診療所の先生の体制、高齢化も含めて、こちらのいろんな体制の不十分さがありました。その不十分さを解消していこうということで、早くから山城病院との連携を進めて、そういった中でやっっていこうと。これからはやっぱり山城病院は急性期病院ですから、さっきも出てきました窓口と、一番先に一次診療するところが大事であるわけなんですね。その重要性ということを鑑みて、早くから山城病院とやっっていこうという、これをまず第一に取り組んできました。

ところがコロナ禍の中、山城病院そのものが医師の確保に大変だということで、このところちょっと頓挫してしまいました。だから、山城病院から送るとするのは、これ大変な話ですのでね、なかなかいきませんでした。当然、そういう話は進んできました。ところがそうなっていくと、やっぱり私ら、京都府と相談もしながら、京都府立医大と話を進めてきました。医大にしていく場合には、当然、今の過渡期として昼まで、午前中診療というのは、これは今のうちの事情でしてきたんやから、本来あるべき姿ということに戻していかなきゃならん。こういう取組をしてきたわけなんですから、その所長体制が常駐とないわけですから、ここはさっき課長も言うてましたように緊急にどう対応していこうかと。だから、やっぱり山城病院とは連絡を取りつつ、それと府立医大とも連携、中心に置きつつですね。それも急でしたから、話ができるよというたら、関わってるとこいうたら、もう千春会となりますが、それとて常駐さすわけにいきません、ありませんのでね。取りあえず、この4年度はこういう体制で、これが目的じゃないんです。まず、今の現状の維持の診療体制を維持する。そうしながら、本来あるべき所長の常駐と、それとあるべき姿に戻していく努力はし、そして診療所の在り方、その存在意義をやっぱり住民にもお知らせしていかないと、こうなりただけでは、今言われるように住民は不安を感じられると思います。やっぱり将来和東町の診療所はこうあるべきで、今やってますということを示してやっっていかないと。やっぱり常駐の、今のあるやつを満足して、このままでやっ

ていきますという思いではありません。常駐させていく努力はこれからしていくべき。まして、今、スタートだと思っております。

だから、近日、来週やね。京都府立医大へ私も足を運んで、先生と話をするつもりをしております。そういうことで、まだ終わったんじゃないしに、これが第一歩だというふうにご理解いただけたらありがたいなと思います。

それと、もう一つは、今言われたとおりのことです。この所長というのは、午後であったり午前中、これやっぱりここが開けてる間は、相談したり連絡取れんとあきませんので、どこにしようが、連絡取り合います。午後になりますとどうなるか。ここもその限りはしますけども、そのためにも和東町にほかの医療機関も、診療所もありますので、連携を深めようということで、ここの医師にも、なるべく医師会に入って、そういう連携を深められる体制もつくっていかなくちゃならんなど、こんな思いを一面では思っております。

そういう意味で、ご心配いただきましたように、これで100点じゃないしに、スタートだというご理解をいただきたい。今、事務長の話をしますと、過渡期みたいな感じ、次に、何とかあるべき姿に戻すようにしていきますということで。ただ、この時代に流れは、夜をフルにしますと、民営圧迫になりますので、ちょっとそのところを慎重にしなければ。夜の開業というのは、非常にまだクリアしなくちゃならんことがたくさんありますので、まずは最近まで桐山先生にお願いしてた体制の維持にもっていく努力し、その後、1日はいけるとしたって、常時、1週間に一遍ぐらいな夜勤になったとしたって、全部というのはちょっと、そこをもうちょっと京都府と相談せんなんところがあるわけなんです、保健所と。それも含めて、できる限りの診療所の存在意義に発揮できる体制に努めてまいる、こういうことでご理解、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○ 8 番（畑 武志君）

紹介状を持っていなくても診察は受けられます。これはもう皆、分かっている人は分かっていると思うんですけどね。ただ、令和 4 年、もう 5 年、いろいろ苦勞されました。山城病院だって医師はないんです。医師も、こないだ私、山城病院出てますからね。医師不足ということは聞いております。1 億 2, 0 0 0 万ぐらいのやっぱり赤字が出てきております。救急車両も受けられなかったら、そら赤字、そういう患者が来てなかったら赤字になるに決まっています。その辺のこともありますし、来年度は、またこれと同じようなことを絶対言わさないようにしといてくださいよ。これだけはひとつ、これからスタートやと言われるなら、あしたからでもかまへん、動いていただきたいと、このように思います。

これはこれで置いときます。

次に、この予算書の中の 6 8 ページの総合保健福祉施設整備事業、大きな金額で載っておるわけでございます。これも既に皆さん、私も分かっていますし、いろんなこと分かっているんですけどね。この道路の取り合い、交差点協議等々の進捗状況はどのようになっているのか分かっている範囲で結構でございますから、ひとつお聞かせいただきたいと、このように思います。

○ 委員長（岡田 勇君）

総合施設整備課長。

○ 総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

畑委員のご質問にお答えいたします。

交差点協議に係るご質問を頂きまして、現在、令和 3 年 1 1 月から測量設計業務を委託しております。これにつきましては、令和 4 年度の 6 月までの事業ということで、ちょっと繰越しのほうをしながら事業の成果品までの予定を考えておるところでございます。交差点協議については、測量中でありまして、図面が上がりましたら、公的な機関との調整に入りたいと。調整に入るのは、来年度になるというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

具体的に交差点協議について畑委員の質問に対して説明させていただきます。

交差点協議につきましても、基本、町道と府道の交差点協議になります。これにつきましては、上位道路管理者が行うことになりますので、和東町のほうで資料を全部収集しまして、それで、山城南土木の施設保全室の担当と調整の上に山城南施設保全室の担当が公安委員会と交差点協議をやるということになりますので、今、総合施設のほうで資料をそろえていただきましたら、それを持って山城南土木事務所と協議をします。協議後、警察との協議を同行しながらやるということになります。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

今、協議中ということですか。まだ決定はなっていないということですね。答弁要りませんよ、私、1問になりますから。協議中で、これから入っていくということで、その見通しは、ここで言うのはどうかなと思うんですけど、そういう方向になるのか、ないのか、それも、大体のことは分かってるんですよ。次の問題いきます。

次に、インフラ整備、道路整備なんですけど、この第5次総合計画の中に、いろいろ書いております。この3月20日に仮の犬打峠の和東側の起工式がございます。その工事が着工して令和5年度には完成するというので、和東側というのはバイパス、この付近に農地とか等々ございます。その辺の農振地の解除、これは必要なところは、私は解除していかなくてはならないと思うんです。そうすることによって工場誘致、またいろいろなところで固定資産税等々も、そのことは十分分かっております。

しかし、乱発な農振地の解除をした場合に、いろいろな問題が起こってこようかと思うんです。不法な開発というのかね。それにつけて、ちょっと懸念するところもあるんですよ。その点について、町長の考え、これは町長に聞いたらいいですか。ひとつ、その辺だけ答弁してください。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま畑委員からご質問頂きました件について答弁をさせていただきます。

もう畑委員もご案内のとおり、和束町は宇治茶の主産地ということで、農業というのは非常に大きな産業として位置づけております。古くから、和束町の地域は農地法に守られた、農地法だけじゃなしに、農振法で、農業、直接振興地域に指定して、そこには公金も場合によっては入れていきましょう、補助対象にもしていましょう。農振があるが故に、和束町の茶業なり、いろんところで補助が付いてます。これ、白地にするとかほかにすると、そういった補助が付かないわけ。そういう意味において農振地域というのは非常に大事であります。ほんと農振の見直しというのはあるんですけども、和束町もご案内のダムのときに思い出していただいたら分かりますように、見直してある一定の数字が減ってしまったら、農振全部に影響があるのかなんということ、なかなか、見直しはあるのに見直しはようしないと、何年かに一遍みたいなことやって、住民から不満をいただいておりますが、非常にそういう意味では農振を外すというのは慎重であるべき町なんですね。

それともう一つは、だからここはほかの指定は入っておりません。宅地もありません。農振だけ指定されておる、こういう町です。

今言われますように、もう一つは農地法があります。農地法については、管理していくときには、やはり農業委員会を開いて、そしてきちっと管理されていきますね。だから、まずこの話は、農地を農振外す外さないの問題よりも、農業委員会として農

地をどう考えるか。ここを優先されております。その農業委員会の話を聞いて議論された上でもって、農振の話もしていくべきやと。これ農振は和東町がする問題じゃありませんので、京都府が指定しておる。だから、和東町では、農業でやりますから農振で指定してくださいねというときに、要りませんねんというのは矛盾しますけども、だから、今までから代替地を見て、やった経緯もあるんですけども。そういう意味では農振地というのは非常に、慎重にかつやっつけていかなきゃならんというふうには理解はいたしております。そうしないと、農家に今後の補助事業とかいろんな入ってくる時影響になりますから、そういうことは。

しかし、トンネルを見据えたまちづくり、これはやっぱりきちんとあるべき姿で、きちっと議論として、必要なことは必要でやっつけていかなきゃなりません。全て閉鎖されるというのもまたどうなのかというところもあるんですが、そこはこれから町としては、和東町だけで判断するわけじゃありませんので、農業委員会、農業委員さん、各地出てもらってますね。そういう農業委員さんの委員会を十分意見を重んじながら、その上で判断して、そうやって必要なところについて、そうやって必要があると判断されれば京都府へ申請すると、こういう方法でいきたいなと、このように思います。全て否定されるわけやないんですけども、考え方はそういうことであると。和東町は、私はそういうことです。こういった農振を守って、和東町の宇治茶の主産地をいつまでも守る。そして、なりわい景観を大事にする。こういう観点というのは非常に頭に置いて処理しなきゃならん、そういう慎重な、重要な話であろうと、こう認識いたしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

私は全てが全て農振地の解除は駄目ですよとは言ってないんです。必要なところ、工場の誘致もあるでしょう。そういうところについてはやっぱりしていかななくてはならな



いと思います。これは十分承知しております。だけど、それを外して、いきなり乱開発に結びつけたらとんでもないことになるということだけ覚えて、言うのかなと思うんです。でないと、せっかく和東町は景観指定されて、美しい村連合に入りました。この緑豊かな町、と私は思ってるんです。今の若い世代、我々の世代も残ってますけど、今のもんは都会、都会へと出ていってます。だけど、空き家対策で何人かの方は来られてます。ゴルフ場は近いわ、笠置町行ったらゴルフ場あります。村行ったらゴルフ場あります。宇治田原行ったらゴルフ場あります。全部自然豊かな緑のところで囲まれてる。こういうところは、ほんとにすばらしいところだと思うんです。それをいきなり乱開発とかなってきた場合に、我々がせっかく守ってきたことが潰されると。潰されるいうたらおかしいけど、そうなってきた場合に懸念するからね。これをひとつお願いしたいです。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

畑委員が言われたように、和東町の大きな地域のまちづくり、将来も和東町であり続けるためには基幹産業を守る。その基幹産業になり得たなりわい景観、それと先ほどこから生じる文化的な生活、和東町の固有の生活文化、そういうものを守っていかなくちゃならない。そういう意味では、この守るというのも大事です。

しかし、守りすぎて発展もない。ここはやっぱり慎重に、ハイブリットじゃないですけども、慎重かつそれぞれの機関の、それぞれの意見を聞きながら慎重に進めていくべきだと思っておりますので、そういう意味でこれからも和東町であり続けるために何が大事かというのは頭に置いてやっていかなければ。そういうことを再度認識していることを申し上げながら答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、68ページの総合保健福祉施設整備事業に関わってまずお聞きします。

今回、1億740万4,000円と大変大きな額が計上されておりますし、いろいろこの施設の関係については防災上のいろんなこれまで指摘もしておりますし、いろいろあるにしましても、基本的には大変必要な施設として期待もしておりますし、その上でも、やはり透明性を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そこで、午前中にも指摘がありましたけども、今回のいわゆるプロポーザルの面から少しお聞きしたいんですけども、プロポーザルの件で午前中にも議論がありました。一応報告頂きました、経過について。それを踏まえて伺うんですけども、先ほどの答弁では、いわゆる昨年、選定委員会においていろいろと経過があって、最終的に2社が選定されて、1位と2位が選定されたと。その後、町として、契約におきましては、僅差だったので両者を受注候補として定めた上で、お互いそれぞれに協議した上で、結果としては2位の方に受注を決めたという話が報告されました。

それで、ただ、このお配りいただいている資料で、プロポーザルの要領ですね。ありますね。これ、和東町がつくられたものです。その中の受注候補者の選定方法というところで、最後に契約というところがあります。そこをちょっと読み上げますと、町において受注候補者及び第2位を特定し、受注候補者と町が受託契約の締結に向けた交渉を行った上で随意契約の手続に進む。交渉が調わない場合は、第2位と町が交渉を行うというふうに書かれております。

そうなりますと、報告頂いた1位と2位は取りあえず選定したけど、僅差だったから両方を候補にしてそれぞれやりましたということですけども、この要領では、そういうことができるようなことになってないですね。まずは、第1位の方を受注候補として選定し、そこと協議して、それが不調だったら第2位とということに書いてあり

ます、契約の中に。町の決まりとして。

それとちょっと、なぜ、そう考えますと、ちょっとやはり報道にもあったように、ルール違反なのかなというふうに私も思うんですね。

そこでお聞きしたいのは、この契約方法を超えて、僅差だから両方を候補者にしたという何らかの根拠があると思うんですね。それをできるという根拠。両者を選べるという根拠ですね。というのは、一体何なのかをちょっとお聞かせ願いたいのと、もう一つは、僅差だからと言われましたけど、どこまでが僅差なのか。その判断というのは一体どこまでを僅差と定めて今回を僅差というふうに判断してそういう判断をしたのか。そこですね。そこを具体的にお聞かせ願いたいというのが2つ目です。

もう一つは、今、このルールに沿ってやったとしても、別に2位の方が受注する場合があります。要は1位の方との交渉が不調に終わったら、2位に行けるわけですから。第2位の方と交渉して、2位に行く方法があります。なのに、なぜあえてそういう、これを、この方法を取らずに、要は町として2社を採るという方法を取られたのか。そのちょっと説明をいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

この場合には、制度が2つありますね。いわゆるプロポーザル方式を採って、プロポーザル選定委員会を設けて、町として随意契約を結ぶ人を選んでいただくわけですね。

だから、私は随意契約で交渉する相手はどこかというやつが決まってませんから、報告を頂かなきゃなりませんね、選定委員会で。選定委員会で報告をまとめられて議論されました。これはもうご案内のとおり、先ほど、ダブりますが、結局19社ほどあって、応募されて、そこから選定委員会で10社ほど、書面かなんかで、ちょっと

タッチしてませんから分かりませんが、10社ほど選ばれました。その10社を一人一人選んで、その受付順に選んで、選定委員さんで決めておられる。その僅差というのは、和東町が決めたものでもないです。選定委員会の委員さんが、委員が異議なくそれで上げていただいたと私は理解しております。1位とあれば1位と話しします。しかし、私のほうへ、僅差とはその概念を知りません。選定委員会で委員さんが上げてきていただいたわけで、私は。だから、私はそこが特定業者ですね、随意契約する。1社だったら1社ですけど、2社。しかし、私は今、岡本委員が言われるように、その法律見て、1位から話をしなきゃなりませんので、1位から話をさせていただいております。

それは、便宜上、僅差できましたら、向こうの、相手もあって、同じ日にあるか知らんけど、時間的に見てもうたら、1位から順番に話をしています。2位から話ししています。1位と話しして、1位にはそれなりの話を、私はこの僅差ですから、ちょっと今までない状況でしたので、私もその場所に臨みたいということで、発言はしていませんが、空気を見るためにその場所に臨みました。そういう中で決めさせていただいたときには、1位の中の中では、それぞれいろいろこっちからするとき、やっぱりここは、いろいろする中で考えていかなきゃならん。どちらが現実的だろうとか。そういう中で、もし1社だけでしたら、もうそこで話はない、2社、もう一回言うてくれとなるのか知りませんが、報告で2社と来てますから、便宜的に1社と話しして、そして次に、2社の方と話しする。そして、そのときには、総合的、慎重かつ儀を持って判断するということだったと思います。ここで、この辺のところですね。総合的かつ慎重に判断したと。これは随意契約に基づく町長の権限でやることです。選んでもらうのは選定委員さんですけども、その範囲から町長が決めるわけです。これは随意契約に基づいて町長が契約をするわけですから、これは何ら問題はありません。

ただ、岡本委員が言うように、ご指摘ありますように、私どもも心配しました。その点は、朝から課長も答弁しておりますが、その点、問題ないか、十分慎重にやって

いかなきゃなりませんので、その弁護士と、顧問弁護士とも十分相談しております。  
そして、その経過、全部事務所に、公開できるかできないかは別として、その経緯については全部全て記録に残しております。

そうした記録の総合的な判断でもって慎重に随意契約の相手として契約を締結させていただいたと。何ら問題ないと、こう理解いたしておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

もうちょっと整理したいんですけど、選定委員会が報告されたのは、1位が、いわゆる t e c o というところですね。1位が受注候補者になるということですね。2位が、今回受注を受けられたところですね。それは、受注候補者ではなくて、2位だということだと思ふんですね、町長。だから、町長、今、ちょっとごっちゃに言われましたけども、要はその、あくまで、まず交渉権があるのは受注候補者なんですね、1位の。問題になってるのは、受注候補者を2位の人にも与えたということでしょう、要は。2つとも受注候補にしましたと。その上で、交渉して2番目を採りましたということが問題になってると思ふんです。それがルール破りだという言い方をされてると思ふんですね。

もう一回聞きますよ。要は、ここにあるように、契約というところですね。町において受注候補者及び第2位を特定する。受注候補者と第2位は別ですね。受注候補者と町が委託契約の締結に向けた交渉を行った上で随意契約の手續に進むと書いてありますね。これはあくまで第1位との関係です。

次の交渉が調わない場合、この前の分ですね。場合は、第2位と町が交渉を行うというのが、あなたたちがつくられた要領によるとそうなってる。

でも、実際に今言われたように、やられたことは、要は両方とも受注候補者として

特定されたわけでしょう。前にそう言われましたよね、課長。両方とも受注候補者にしましたと。その上で、2社と交渉しましたと。これはだから、違うでしょう、この契約のこの要領の言ってることと。何も問題ないと言われるけどね。問題あるんじゃないですか。

そこをちょっともう一回ちゃんと、分かりますよね、今私が話したこと。私はこの契約という、あなたたちがつくられた要領に基づいて話ししてます。それ以上のことは言ってません。

先ほど町長が言われたのは、両方とも同じ扱いにしたということでしょう。1位も2位も、僅差だから。0.5点しか変わらないから。だから、もう同じでいいじゃないかという判断をされたんでしょう、要は。ほんで両方とも同時に交渉されたわけでしょう。その時系列はあるかもしれないけど、基本的、同じ扱いとして。こっちが終わったからこっちじゃなくて、両方とも同じ立場でやりましたと。これは、この契約という、あなたたちが、さっきから何度も言うてますけどね。あなたがつくられたこの要領の方式で言えば、そんなことできないん違いますかと言ってるんですよ。このただし書でも、ただし、何らかのあれがあってやったら両者は選べることはできるとか書いてあったら問題ないと思いますよ。だけど、あくまで第1位との交渉を優先するというのが、このルールですよ。そこが、なぜそういう方式をわざわざ取られたのかということを知りたいです。

ほんで、さっき答えられたのが、僅差というのは、何をもって僅差なのかですよ。

私、こういう世界で0.5点というのが僅差なのかどうかというのも、私、知りません、それは。僅差だからといって、この前、オリンピックありましたね。銅メダルと4位で、僅差でしたと。だから、4位の方もどうぞ銅メダルとってくださいとなりませんよね。

あと、受験シーズンでしたね。僅差でしたと、いわゆる合格者と不合格の間が、0.5点しか変わらなかった。あなたも合格にしますとまらないですよ。

でも、これはなってるわけですよ、町の今のやり方で言うとな。それがなぜ、何に基づいて、じゃあそういう判断できたのかと。僅差というのは、どういう概念で僅差というふうに判断されたのか。ちゃんとルールどおりやったとしても、別に問題なく選べるんじゃないんですかと。もう一回ちゃんと説明いただきたい。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、岡本委員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、僅差の言葉遣いなんですけれども、これは、評価委員さんの講評を読んでいただいたら分かるんですけれども、この今回のプロポーザルにつきましては、1位と2位の点数がかなり接近しておりまして、ともに大変すばらしい提案をしていただいたということで、ものすごく僅差であるという言葉をちゃんと使っていておられます。そういった内容の報告書を町長に、和東町に頂いたと。だから、その僅差ということは、甲乙つけ難いという解釈でうちは取って、やらせていただいております。

そういったことで、本来、75コンマ、整数では同数です。0.52の差ということで、そういった意味で、審査委員会のほうもものすごく僅差であると。ほんで、なおかつ技術提案についても、どちらの形についてもすばらしいということで、それは講評でちゃんと言うていただいております。

それを受けまして、和東町としては、僅差であるということで、甲乙つけ難いということで、これは町長の裁量権の問題です。今、1位は確かに t e c o さんです。2位がシーラカンスさんということになってたんですけれども、もうこの僅差という言葉聞かせていただいて、そしたら、両方とも契約相手の交渉の対象になるんじゃないかということで、これは弁護士さんに相談させていただいて、これはもう十分行政の裁量権の判断に入るということで、両方を交渉対象にさせていただいて、交渉させていただいて、総合的にシーラカンスさんに契約をさせていただいたと、こういう経過

でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それちょっとどうなんですかね、今の答弁というのは。その選定委員会は確かに僅差という言葉を使ってはりますよ。だけど、あくまで受注候補者は1位なんですね。副町長もその場におられたでしょう、選定委員会で。メンバーですから。甲乙つけ難いと言われますけどね、付いてるんですよ、もう、甲乙、1位2位なんだから。何点差だろうが。さっきも言いましたでしょう。甲乙つけ難いからあなたにもメダルあげます。甲乙つけ難いから合格させてあげます。そんなことないでしょう、一般的に。0.5点だろうが、0.1点だろうが、足らなかったんだから。それは残念ながら、また来年頑張るってねというのが一般常識ですよ。その辺が大変厳しいですけど。

そこの、いわゆる、あとは町長の判断だと、裁量の範囲だと言ってしまったら、これは何のためにやるんですか、ここの期日は。なんぼでも、いくらでも町長の恣意的な判断が働くじゃないですか。今回に限らずにですよ。そんなことがまかり通ったらね。これは僅差ですねと判断して、あとはじゃあ町長の判断でいきますだったら、何のために選定委員会開いて甲乙つけたのか。副町長も甲乙つけた当事者でしょう。それが、こっちに戻ってきたら、甲乙つけ難いですなとか言って、両方ともそうさせてもらいましょう。どうなんですか、それ。自分で自分の判断を否定してるのと同じなんですよ。

だから、そこの、言ってるのは、なぜルールどおりじゃ駄目なんですか。その甲乙つけ難いにしたって、別に2位の方も、まだ可能性あるわけですよ、この時点でも。1位の方と交渉決裂したら、次行けるじゃないですか、別に2位の方に。そこで交渉まとまったら同じように2位の方が受注できるということですよ。



だから、わざわざそんな変な町長の裁量を使わなくたって、ルールどおりやったって同じ結論になるかもしれないのに、なぜわざわざこの自分でつくった決まりを破ってまで町長の裁量に任せたのか。そこを私、聞いてるんです。

ほんで、ちょっと確認しときたいんですけど、12月末に選定しましたと。選定委員会の報告がありました。2月9日に、いわゆる受注者が決まっています、2位の方に。それまでの間の、この1か月ちょっとありますね。じゃあ、町長、いつどういう場で2社にしましょうという判断をされたんですか。どういうメンバーで、いつ、どういう相談の場でされたんですか。

それも含めて、さっき私聞きましたよね。なぜルールどおりでは駄目だったのか。

それと併せて答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今のその選定の委員会の想定は、1社を上げていく前提で上がってきていたと思いますが、今、選定委員会では、副町長も答弁させていただきましたように、非常に委員さんそのものが僅差で、1位だけ上げてくれたらいいのに、2位まで上がってきたという、2つが上がってきてるわけですね。それは、私よりも選定委員会で決まってきた。うちだけやなしに専門の先生方も皆、各分野から代表が出てもらってますので、そういうところで確認して上がってきました。

ほんで、上がってきたときには、1社と契約、話合いするというのが筋道ですけども、そういう話の精神は生かさせていただいて、1位の方と一番先、話をさせて、聞かせていただいております。そのときに、相手はこれでいきたいと思ったかて、こちらがそれではちょっと無理やねという判断したら、これは交渉がまとまりません。まとまらないとなったら、この2つ来たものですから、先ほど副町長も答弁しておりますように、あとの1社というのは想定してません。だから、その構想の中に、趣旨に

反しない限り、いわゆる解釈を入れた。その解釈のところは、法律の顧問弁護士と十分相談して、こういうことができるのかと確認して、そして、聞かせていただく。当然、何日空けなきゃならん、何時間空けなきゃならんというようなこともうたってません。順番が最低5日空けるとか、1日ではあかん、同日の午前と午後やったらあかんとか、何もないわけですから、それも法解釈の意義です。解釈に基づいてですね、そして弁護士とも十分相談しながら、やっぱりせつかく選定委員会から上げてきてもうてるわけですから、2位の人も特定業者とみなして、これはみなしてです。1位は特定業者、特定とみなしてですね。そういう形で解釈して、いうなら特定業者2つですね。そういう形で交渉させていただいておるんですね。それかつ、もし1社でオツケーとなって判断できる内容が、もうそこだったら2社、話あったってないんですけども、やっぱり1社で迷うこととなれば、2社の話合いを重点を置いていくと。ここは大事だろうと思います。たまたま今回は2社の。これ、私が今言うてるのは、私が一方的に決めてやったんじゃないです。この決めるときには、町の組織、いわゆるいろんな、担当課長も入り、いろんな事務決めるときと一緒にです。私が工事決めてない、みんなが協議して、そして、それをまとめたものを決裁で上がってくるわけですから。それを承認する。その決裁の規定については、どういうふうに上げたかというのは担当課長から説明してもらいます。解釈はそういうことです。違法なことしてない。ときには載ってない内容は、もうそのとき無効化じゃない、載ってない場合は解釈で補完をしてやらないと前へ進まない場合もあります。その解釈が間違いというふうに弁護士からは聞いておりません。この辺の背景は担当課長から答弁させます。

○委員長（岡田 勇君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

午前中にちょっと説明させていただきましたとこで、事務的に抜けておりましたポイントがございますので、ちょっとそちらのほうから説明させていただきたいと思

ます。

今回の審査委員さんにおける審査といたしますのは、技術的な審査でございます。技術提案書に基づいた意匠あるいは機能性、うちが要求した課題に対しての解決策、対応策、そういったものを提案いただいて、そこに専門的な知見をお持ちの委員の皆様で審査いただいたということでございます。

そこで、1社が選定されまして、あと2位の次点のものが報告がされてまいりました。その僅差であるという、先ほどございましたけども、僅差だったことから、町がこの僅差の上位2社を受注候補者に特定いたしまして、それぞれと交渉を行ったということなんです。

ここで、大きく変わってまいりますのが、技術審査を行った部分と、町で行ったのは審査ではございません。町が行ったのは、交渉という次のフェーズになってまいります。交渉というのは、もう技術的な審査は終わっておりますので、あとは交渉者、契約権者として今後事業をスムーズに進行して、スムーズに進めるために会社の全体的な能力と言うたら失礼ですけど、力とか協力会社の関係ですとか、そういったものをお伺いして、うちの工程ですね。特に一番が工程だと思います。予算に合わせて、それぞれの期間で仕事を順番にこなしていくという、そういうのが、最終お尻が決まった仕事の中では、かなりウエートが求められます。そういった部分で交渉させていただきました。

その結果、雑誌のほうにも載ってございましたけども、交渉の結果、業務遂行能力などにおいて総合的に判断したということで、今回、シーラカンスさんと契約に至ったという、そういう部分でございます。

ちょっと午前中の説明で、こちらのほう漏れておりましたので説明させていただきました。

あと、契約に関する部分でございますが、先ほど町長からございましたが、町のほうでこういった条件、状況を受けて弁護士と相談のほうをさせていただきながら進め

てまいりました。24日に選定委員会を開催しました、その結果を受けて、1月5日には弁護士さんのほうに相談のほうを始めさせていただきました。そして、決定につきましては、1月15日に2社に対して決定通知を送らせていただいて、そこで、先ほど申しあげました追加の資料ですね。協力会社の状況ですとか工程表ですとか、あるいは見積書ですとかそういったものを求めました。締切りについては31日ということをお願いいたしました。

そして、これに対して、この両者とも質疑の文書、提出書類に対して質問もしていただきました。質問に対して回答させてもらいました。そういったキャッチボールもあって、当日2日の日の、2月2日の日に交渉を行ったと。そういう段取りを踏んで、お互いに確認しながら進めてきた経過がございます。

そして、最終的には2月2日の結果を2月7日の日に郵送でお知らせいたしました。

そして、契約を9日に締結して、17日にホームページで公開したと、そういう経過で進めてまいりました。弁護士さんと相談しながら、法的に問題ないようなことを確認しながら進めてきた経緯でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これは取りあえずこれで終わりますけど、ただ、大変苦しい答弁ですよ、正直言って。そこまで、弁護士の力を借りてまで、要はいろいろ、これ法的に問題ないかということを行いながらやらないとできんということでしょう。そんなんしなくたって、このとおりやればよかったんです、別にね。1位の方が駄目やったら2位の方、これ単純なルールがあるのに、これをなぜ飛び越えてわざわざそんなんしなくちゃあかんのかという意味が全く分からないというふうに、今、なんぼ答弁聞いてもですね、なかなか納得できないなというふうに思います。

なんか選定委員会が、なんか責任を押しつけられてますよね、なんかね。選定委員会が僅差だと言うけど、両方ともすごいんだよって言ってるから、うちもそう思ったからそうしたんだよみたいなね。そんなん違うでしょう。こんなんね、報告書読めば。

ですから、やはり、こういったものは、これ何でかなって思われたら駄目だと思うんです。先程もありましたけどね。なぜそんな不自然なことするんだろう。裏になんかやっぱり、結局こっちのほうに業者さんとりたかったん違うのって、普通思いますよ。誰だって単純に。だから、そういう意味ではね。先ほどなんか記録があるということですから、問題ないんだったら、その記録を議会に提出いただきたいと思いますので、それ、委員長、ちょっと町に要望してください。お願いします。

あと、すいません、そこはもう取りあえず疑問は残りますけども、そういうことで取りあえず終わりたいと思います。

あと、子育て支援の関係、少しお聞きしたいと思います、せっかくなのでね。82ページですね。82ページで、子育て応援給付金事業ということで150万計上していただいて、いわゆる新生児に対する10万円の給付というものを、これは制度化するというところで、思ってるんですけども、そこはちょっと確認をさせていただきたいということと、それから保育料の実質無償化ということも町長のほうからもお話ありましたけども、その辺の実際、どの程度の対象が広がるのかということですね。その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。その辺、説明をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

子育て応援給付金事業でございますが、今、岡本委員からもありましたように、令和4年4月から、これまでもやっておりましたが、あれは各年度ごとの期間的なものでございまして、きちっと制度化するというところで今、要綱のほうは検討中ござい

まして、まだ明確にできるものは今手元にはございませんが、一応新年度といたしましては、ここにありますように、4月1日以降出生された方で、およそ15人を想定して計画しているところでございます。

それと、保育料の無償化のことにつきましては、新年度、当然でございますが、歳入のほうで保護者の方からの入のほう、全然見込んでおりません。これにつきましては、新年度から、ゼロから2歳のところで保育料の無償化を進めていくというところでやっているところでございます。

まだ、議会の予算成立前でございますので、住民様のほうにも公表しているものではございませんが、そのような事務のほうを進めているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これは本当に、それはそれで前進だというふうに考えております。その辺については今後しっかり定着させていただきたいというふうに思います。

それで、34ページのところにちょっと飛びますけども、大学生等奨学金給付事業のことに関連してお聞きしますけども、今、そういった支援の強化というのを4年度に盛り込んでいただいているわけですけども、同時に、やはり今、一番厳しい状況に置かれているのが、やはり高校生や大学生などですね。そういった部分がやはりコロナ禍の下で大変厳しい状況が続いております。高校生につきましては、今、私学についても実質無償化とか、授業料についてはそういう状況がありますけども、ただ、やはり和東で言えば高い通学費用であるとか、また教科書や様々な経費がかかりますし、その上、ご存じだと思いますけども、公立高校の部分では、新1年生からタブレットの購入を若干補助が付くようですけども、基本的に自費負担ということで、それが導入されようとしておりますし、大変負担が増えております。

また、学生については、やはり、この間ずっと言っておりますように、最もある意

味被害を受けているという状況がありますし、報道でもありますように、退学であるとか、また休学であるとかいう学生が大変増えてるということも報道されてるところです。

そういう意味で、やはり町としても、こういった部分についてもコロナの特別対策という部分も、ぜひそれはそれで引き続きやっていただきたいんですけども、やはり恒常的な支援というものも、やはり今後しっかり位置付けていただきたい。一定、恒常的な部分としては、今言いました奨学金の関係があるんですけども、やはりちょっと非課税世帯に絞ってされたということで、大変対象が狭まっているという状況がございます。

これのやはり、せめて前の制度というもののところまで回復していくことも含めて、改善いただきたいということと、併せて、やはり令和4年度の中で、コロナの交付金も含めて、引き続き高校生、学生への支援というのを具体化していただきたいというふうに思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

この大学生等奨学金給付事業につきましては、令和3年に内容を改正させていただいた部分でございます。

今年度、令和4年度につきましては、予算的には私立大学生及び専門学生で4名、国公立の大学生で2名、計60万の予算を予算を計上させていただいております。

財源についてなんですけども、財源につきましては、現在このふるさと納税を活用させていただきまして、この一般対策事業として実施をさせていただいているところでございます。

ふるさと納税につきましては、事業者の募集、また新しい返礼品ですね。これを現

在取り組んでおるところでございますので、財源と併せて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

あと、昨年実施させていただきました高校生、大学生の支援の部分でございます。当然、コロナの影響につきましては、今現在も続いている状況でございます。国の交付金を活用するような形で検討は進めてまいりたいと思いますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

今回、いろいろな問題を頂いているわけなんですけれども、その中で、やはり根底となっているのは、少子化の問題、人口問題だと、和東町における人口問題だと、このように捉えております。毎年、私もれんけいにおきまして、和東町の人口とか、あるいは世帯数の増減、こういったことにいろいろ一喜一憂しているわけなんですけれども、やはり、どう言うんですかね、時代の流れとしてやっぱり重要視されていくのが人口問題だと、このようにとらまえておりまして、その中でも和東町の合計特殊出生率ですね。これに15歳から49歳までの女性の割合、大体これ2.07が必要だと言われてるんですけれども、和東の場合は今全体で何%になっているのかという点が1点ですね。

それから、10年ほど前に、この出生率についてのシミュレーションをいただいております。P D C Aによるサイクルによって何名だと、10年後は何名だという形を推定されておりますが、現在とのかい離、幾らぐらいの差が付いた。それはどういう原因であったか。こういうことをやはりP D C Aによって検証していかなきゃならない。これが10年たっても検証されないということは、いかに緩慢なちゅうんですかね。責任のなさの答弁であったのかと、このように残念に思っております。

やはり、これは4段階、P D C Aの4段階を繰り返して業務の継続的に改善を促し



ていくと、そういったことがこのサイクルの中にうたわれてるわけなんですから、それについて、やっぱり5年ごと、あるいは3年ごと、そういったことについて、やはり減少していく原因は何か、そして、やっぱり子供の出生率がなぜ低いのか、どうすればいいのか。そういうことを皆さんと一緒に共有しながら考えていかなきゃならない時間、これは必要だと思っております。今現在、子育ての支援ということが非常に言われておりますけれども、その原点になるところが抜けております。いま一度皆さんとともにこれに光を当てて、ともに考え、そしてともにこの問題を解決していきたい、このように考えておりますけれども、行政側として答弁いただきたい。そして現在から10年後の人口はどれぐらいにシミュレートされてるのか、それについても併せてお願いしたいと。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

合計特殊出生率、岡田委員おっしゃったように、2人ぐらいなければ当然人口は増えないというのが状況でございます。

第5次総合計画をつくる際に、和東町で合計特殊出生率、出させてもうたのは1.0を切っておりました。特に、20代、23歳から26歳の女性というのは、お二人とか三人とかしか残っていない状況でございます。

これを見ますと、20代の女性につきましては、和東町から町外に転出される傾向が強いということでございますので、新しく和東町に来てもらわないと、なかなかこの出生率は増えないというのが状況でございます。

また、住民基本台帳をベースにします将来推計でございますが、2020年度、昨年度での数によりますと、予想が3,960名余り、現実が3,787人ということ

で、約200人のかい離がございます。

これを基に、何もしなければ第5次総合計画のいろんな子育て施策等、また移住定住施策、これをしなければ、10年後には2,899人になると見込まれているところでございます。

今年度からスタートしました第5次総合計画では、いろいろの施策を打って、この3,797人を何とか3,500人、10年後は3,500人とどまるように努力をしようということで計画。また、予算の執行をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

以前は、そのカップリングを和東のほうで支援しようとか、いろいろ事業を展開していただいてたわけなんですけれど、近々においてはそういった事業も全然展開されてない。だから、もう忘れてしまってるのじゃないか。しかしながら、子育てと子供の支援については一生懸命京都府も力を入れてやってる。これはちょっと矛盾するんじゃないかと、私ちょっと不思議に思うんですよね、その考え方がね。だから、その辺をもうちょっと検証していただきたいなと思って提案をさせていただきました。

それに基づいて、建設事業課長さん、この10年後、2,899何人というシミュレーションをいただきましたね、今、人口動態がね。やはり減るということは世帯数が減ってくる、使用料が減ってくる。しかし、給水量は一定送ってる。やはり町として努力して、まだ水道事業としての経費節減とか、そういったことのりしろは考えられるのか、そういうところを最後にお聞かせください。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡田委員のご質問でございますが、絶対できないというのが管路の長さです。これについては、どうしようもない問題と、それに対するポンプアップ等の機器についてはかなり難しいところはございます。これに係る経費についてをどうして捻出していくかというのが今後の課題になるということは確実に分かっております。

それと併せて、今日の午前中でしたかね、岡本委員のほうから質問がございましたように、広域化施策がかなり進むというのは、これは和東町だけじゃなくて、全国的に水道事業が枯渇しているというのが現実でございます。この中で、その部分を見いだしていくしかないというのは現実でございますので、できることはできること、できないことはできないことをしっかり区分けして、できる限りのことを和東町でやる。それと、工夫するということを今後は検討していく必要があると思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

やはり、このような人口動態でやっていくと、今の答弁ではとても持ちこたえることはできないですね。やはりそういったことでこれから、先ほども質問ありましたように広域的に持っていくとか、いろんな形の中の模索をやはり遅くはない、今からでも、人口動態を見据えながら進め、考え努力していく、シミュレーションしていく、こういうことも併せてしていかないと、今みたいに最終詰まってしまったところで提案されてもなかなか現実味が帯びてこない問題だと思います。だから、それまでいくまでにやはり、先ほども言いましたように、議員の皆様、行政の皆様と一緒に共有しながら、町民の皆さん巻き込みながら話を進めていくということ、僕大事だと思いますので、ここで提案みたいな形で示さしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。私は、議案第3号、5号、6、7号、8号、9号に反対する立場から討論を行います。

まず、議案第3号 一般会計予算についてであります。

今、私たちの暮らしを巡る状況はかつてなく厳しいものがございます。3年目を迎えたコロナ禍は第6波の最中にあり、いまだに収束のめどは見えません。昨年来の原油高騰は、ロシアのウクライナ侵攻によりますます深刻さを増し、暮らしや生業に関わる様々なものの値段が上がり、生活を脅かしています。また、コロナ以前の消費税増税をはじめ、晩霜被害、コロナ、凍霜害と3年連続の苦境に見舞われた本町の基幹産業・茶業経営、昨年の介護保険料の大幅値上げなど暮らしも生業もこれ以上の負担は許されない現状がございます。しかし、国は年金カットや75歳以上の医療費窓口負担の2倍化など、さらに追い打ちをかけようとしております。このような中で編成される町の予算はこれまでにない構えで知恵と創意を絞り、住民生活と生業、地域福祉と地域経済を守り支える役割を發揮し、責任を果たすことが強く求められていると考えます。その立場、観点で見たとき、部分的に評価できる施策はありますが、全体としてはなはだ不十分であり、改善すべき点を述べ、本予算に反対いたします。様々ございますが、6点に絞り述べたいと思います。

第1に、本気で暮らしを守る予算になっていない点です。その最たるものが水道料金の大幅値上げです。この厳しい苦境の中で必要不可欠な命と暮らしの水を負担を大きく増やすことは最大の生活破壊です。これを回避するために一般会計が果たす役割は大きく、特別会計への繰り入れを行うべきでした。原油高騰対策の具体的な施策はこれからであり、迅速な対応がまだできておりません。コロナ禍の影響でも国や府の

支援にかからない事業者への独自の対策も必要です。未曾有の困難から本気で住民生活や生業を守り支える施策の改善を強く求めたいと思います。

第2に、新型コロナ感染対策についてですが、政府や京都府の極めて不十分な対応が根本ではありますが、それだけに国や府任せでなく、町としての感染対策への構えが極めて重要です。ワクチンとともに特に検査体制の抜本的な拡充に町としてしっかり方針を持ち、町内での誰でもどこでも何度でも無料で検査が受けられる状況をつくる必要があります。

第3に、定住対策についてです。1つは住宅の整備、確保であります。繰り返し指摘しておりますように、町として公営住宅や町が関わる住宅整備などで一定数の住む場所を責任を持って整備、確保する方針を明確にされ、早急に具体化することが重要です。それが、定住促進の本気度を示す大事なメッセージになりますが、残念ながらまだ具体的な方向性が見えておりません。空き家の活用は引き続き重要であります。住宅整備こそメインに進めるべきです。

また2つ目に子育て支援の充実であります。今回、保育料の完全無償化と新生児への給付金の制度化が行われたことは要望していたことでもあり、前進であります。一方で、今最も支援が求められているのは高校生、学生などです。コロナ対策としての支援はもちろんです。今後、恒常的な支援の具体化が強く望まれます。

第4に、総合保険施設整備の問題に関連で2点指摘しておきます。

1点目は先ほど議論いたしました、この間の施設設計業務の公募型プロポーザルの問題です。選定委員会は昨年12月に受注候補者と第2位の事業者を選定しましたが、町は1位と2位の事業者の評価が僅差だったことを理由に両者を受注候補者とした上で、結果的に2位の事業者を選定されました。しかし、町のプロポーザル募集要領では、まず、受注候補者の1位の業者と交渉し、不調となった場合に2位を候補者として交渉するとなっていることから、今回の町の対応は明らかにルールから外れておりますし、僅差だからの理由で2社を同時に候補者とする根拠がなく、なぜこのような

対応をされたのか、極めて不透明で適切とは言えません。

2点目に、令和4年度から福祉センターの解体工事等が始まり、整備に向けて動き出しますが、施設でのサービスを担う専門職などスタッフの確保への方向性や取組が不透明であることなどです。どのようにすばらしい施設ができて、そこで行うサービスやそれを担うスタッフがそろわなければ、意味をなしません。施設のオープン予定を考慮すると人の確保は実質2年ほどしか時間がないことを踏まえ、計画性を持った取組を望みます。

第5に公共交通についてであります。本予算ではデマンド型交通の試行や路線バスの再編等の事業が予定されていますが、一般質問で触れましたように路線バスの利用促進や運行維持ではなく、あくまで利用者の利便性向上を目的にした検討をすべきであり、丁寧な意見聴取や実態把握が求められます。赤字額が年間5,000万円に迫る状況を考えるならば、奈良交通による現行の路線バスにこだわらない方向性も真剣に展望すべきです。どのような形態であっても交通費負担の軽減は重要課題であり、高校生通学定期代の全額補助や高齢者等の定額運賃などの早期の実施を強く求めます。

最後に第6に、相楽東部広域連合、特に教育委員会の在り方についてであります。2年にわたるコロナ禍の下で、学校、子供たちはいまだ大きな困難の中にあり、より丁寧に一人一人の子供に寄り添った地域に見合った教育の重要性を浮き彫りにしております。教育委員会の統合はもともと、財政的事情のみから現場や当事者を置き去りにして、トップダウンで行われたもので、教育的な観点など一つもございません。教育委員会は直ちに連合の事務から外し、各町村の事務に戻すべきであることを改めて要望いたします。

以上、一般会計予算への反対討論といたします。

続きまして、議案第5号 国民健康保険特別会計予算についてであります。

現在、オミクロン株による第6波の最中にある新型コロナウイルスの感染は3年目を迎えてなお、収束のめどがなく、命と健康の脅威と危険が続いております。このよ

うな中、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険の果たす役割はかつてなく重要です。その一方、この制度の財政基盤の弱さから来る保険税等の重さが被保険者の生活と命、健康を脅かしている実態がございます。今回、保険税率の改定がなく、就学前までの子供の均等割が半額に軽減されたことは評価できることですが、それでもなお、極めて高額な保険税の実態があることは容認できません。町は保険者として半額補助となった子供の均等割をさらに独自に全額補助する、または補助される子供の対象を拡大するなどとともに、昨年の改定で負担増となっている世帯への引き下げなど、思い切った負担軽減をすべきときです。また、傷病手当を自営業者の本人、被保険者にも適応すべきです。滞納の有無にかかわらず正規の保険証を交付していただきたいと思います。また、診療所については、いろいろと議論もありましたけれども、住民の命と健康を守り、地域医療の基幹的役割を果たすことが期待されますが、令和4年度においても、医療法人からの医師派遣はあるものの、引き続き不安定な運営が続いている中、役割を十分果たせているとは言えない状況がございます。引き続き、医師の確保に尽力されるとともに、地域医療の要としての役割と責任を果たされることを強く求めたいと思います。

以上で、議案5号への反対討論といたします。

次に議案第6号 簡易水道事業特別会計についてであります。

今回の予算では、水道料金の大幅な値上げを実施し、約3,000万円もの住民負担を押しつけるものとなっており、絶対に容認できません。しかも、全国的にも例を見ないほどの大幅な値上げを強行するにもかかわらず、住民に対しほとんど説明も情報提供も意見聴取もしておりません。これは極めて異常であり、説明責任の放棄を言わざるを得ません。この町のやり方に対し、多くの住民が声を上げられ、1,400を超える値上げ中止と再検討を求める署名が提出されました。この住民の切実な声は極めて重いものです。しかし、町長は口では重く受け止めるとか、反省を生かすとか言いながら、住民の声に背を向け、一旦立ち止まり住民の声に耳を傾け、誠実に説明を

尽くして理解を求めることさえ拒否され、署名に込められた住民の声、思いを無視されました。この町長のやり方は住民との信頼関係を根本的に壊しまちづくりの土台を壊すものであり、首長としてあるまじき態度と言わざる得ません。今回の大幅値上げは長引くコロナ禍や原油高騰など深刻な影響を受ける住民の生活や生業の現実を全く考慮されず、生活破壊に拍車をかけるもので極めて無謀な判断であります。値上げを決めた昨年9月の時点よりも、現在の生活や経済状況はますます悪化し、深刻化していることは明らかです。その状況を把握し住民の生活と生業を守るために判断するのが町長の責任であります。町長は料金値上げによる負担増を他の政策でカバーするなどと言われておりますが、緊急的で一時的な施策で恒常的な値上げの影響をカバーできるはずがありません。値上げを中止することこそが住民生活を守るなりよりのカバーとなります。そもそも今回の値上げの根拠となる経営戦略はいまだに明らかにされておられません。もともとの値上げ問題の発端は、平成29年度に策定された経営戦略の中に25%値上げの方針が明記されていたことでもあります。しかし、ほんの2、3年で見直しを余儀なくされ、見直しが終わらないまま料金値上げ幅の増額だけが決められました。課長は見直しの理由を当初計画よりも人口減少が起こったことを挙げましたが、余りにも稚拙な理由であります。毎年の人口減少ペースを考慮すれば容易に想定できることであり、いかに見通しがずさんかがこれを見ても分かります。同時に、本丸言える理由は、消費税増税による物価や経費の上昇、その影響による工事経費の高騰とそれに伴う債務の高騰にあります。その分を料金に跳ね返したことが大幅値上げにつながっております。しかし、このような要因は住民に何ら関係ないとともに、何の責任もございません。経費の高騰は政府などの極めて政治的政策的な結果であって、それを住民負担に押しつけることは許されず、一般会計からの繰り入れでこそ補填すべきものです。水道事業は独立採算だからとの理屈も適切ではありません。水は命と生活にとって必要不可欠であり、極めて公共的な性格のものであります。採算という理屈で考えては本来ならないことでもあります。だからこそ水道法の目的に正常で



豊富で低廉な水の供給が挙げられているのです。他の議員の議論の中で水道も電気やガスと同じだとの話が当然のように言われておりましたが、全く違いますし、とんでもない話だと思います。電気やガスは仮になくても当面困りはしても、直ちに命に関わることはありません。電気もガスもない社会でした。しかし、水はそうはまいりません。人間の体の7割は水と言われるように、水を取り入れなくては生きていけません。生活もできません。経済的な状況にかかわらず水は必要であり、お金と引換えにするものではないのです。ですから、本来的に水道事業は企業会計や独立採算で扱うべきではなく、どこに住んでいてもどんな経済状況でも無理なく低廉に提供されるように、国、府、町が責任を持つべきものであって、そもそも採算性を持ち込むことは到底土台無理なことでもあります。そこに何の疑問も持たれずに、当然のように料金値上げを合理化する議論には、そら恐ろしいものを感じております。また、同じような議論の中で、いわゆるこういう無理な話が出たときに必ず出るのが破綻論、行政の破綻であるとか、財政の破綻であるとかいうことが出てまいります。そういった議論に対して、町は無責任にもそれをあおるような答弁をされております。先ほど申しましたように、この今回値上げの根拠になるべきに経営戦略さえも明らかにされておられません。そして、行政や財政が破綻するっていうシナリオ、そういったものも何ら示されておられません。そういう下で、そういうことが起こり得るかのようなことを恣意的に言われることは大変不適切ではないかというふうに思いますし、大変無責任な手前勝手な議論だというふうに言わざる得ません、訂正いただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、住民との信頼関係も生活も破壊する今回の値上げを前提とした予算は到底認めないこと申し上げて、本特別会計への反対討論といたします。

次に、議案第7号 下水道特別会計についてであります。

下水道事業が果たす公衆衛生の向上や自然環境保全の役割は極めて大事なことであることは理解できますが、下水道への接続に係る住民負担の大きさに対する支援、対策がなされていない点での改善が引き続き見られません。町自身が経営戦略で指摘さ

れてるように、何らかの経済的支援の実施が必要であり、早急に支援策の具体的を図ることを強く求めて反対討論いたします。

次に、議案 8 号 介護保険特別会計についてであります。

高齢化が急速に進む本町にとって安心して介護が受けられる地域社会をつくることは、大変重要であり、急がれる課題です。しかし、その安心の中核であるべき介護保険制度は今や安心どころか大きな不安の根源とも言える状態です。その最大の問題は保険料や利用料が非常に高く重いことにあります。本町では昨年 4 月からの大幅値上げで、京都府内で一番高額な保険料が高齢者の暮らしを痛めつけております。令和 4 年度は国の施策により、年金が 0.4%カットされる中、さらに厳しい状況が広がるおそれがあります。また、利用料についても昨年 8 月からの施設利用者の補足給付の見直しで、施設やショートなどでの食費等の負担が大幅に増額されるなど年金暮らしの高齢者にはますます利用しづらい状況が拡大しております。国や府への改善を求めることはもちろんですが、町としても独自の保険料や利用料の負担軽減の実施を強く求め、反対討論いたします。

最後に議案第 9 号 後期高齢者医療特別会計についてです。

この制度はこの間保険料軽減の特例措置の打切りなどによる保険料負担の増額が行われるとともに、今年の秋には窓口負担の 2 倍化が予定されるなど相次いで負担増が行われ、高齢者の命と生活をますます脅かしております。介護保険同様、年金が減る一方で負担ばかりが押しつけられる中、町独自の保険料や窓口負担への補助などが強く求められております。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきことを述べまして、反対討論いたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

2 番、高山委員。

○ 2 番（高山豊彦君）

私は、令和 4 年度 和東町一般会計当初予算について賛成の立場から討論をいたします。

令和 4 年度一般会計の予算規模は対前年度 4. 1 % 増の 3 4 億 5, 0 0 0 万円と過去最高の積極型予算となっています。

まず、子育て支援の充実として「子育てするなら和東町」と言われるように、子供たちが元気に生き生きと育ち、全ての住民が安心して子育てができるように新生児の出生世帯に 1 0 万円を給付するとともに、保育料の原則無償化ゼロ歳児から 2 歳児を令和 4 年度から実施し、また、慎重に検討を重ねられてきた和東保育園の耐震改修工事についても、令和 4 年度中に完成し、さらなる子育ての支援の拡充を図られています。さらに、保健・福祉・医療の一体的な提供体制の整備を図るべく、社会福祉センターや国保診療所などを複合化した総合保健福祉施設整備事業を本格的に実施するなど、住民が安心して快適に暮らすことができる施策を推進されています。また、老朽化に伴い、架替えが必要と診断された祝橋の本格的な架替工事や緊急車両が通行できるようにするための町道拡幅改良事業、河川氾濫等の浸水被害を防ぐための浚渫事業など、住民の命と暮らしを守るため財政を圧迫しないよう有利な財源を活用しながら積極的な取組を進められています。本町の喫緊の課題である人口減少が進む一方、犬打峠トンネル化に向けた工事が着実に進展するなど、明るい兆しが見えております。この契機を逃すことなく、本町の基幹産業である和東茶のブランド化をさらに強化されるとともに、昨年度から全国に先駆けて開始したゴルフカートによる観光に特化した自治体有償輸送、地域の交流促進拠点の交流ステーション運営など、関係人口、交流人口の拡大を目指した取組を加速されています。住民の安心安全な生活の確保を最優先としつつ、和東町第 5 次総合計画に掲げる将来を見据えた様々な施策を盛り込み地方創生臨時交付金の活用など、令和 4 年度一般会計当初予算は財源の創出を図った予算であることも評価しています。今後も財源の創出のさらなる工夫は続けていただ

きたいと思います。

最後に和東町の将来像を描きながら持続的な発展を目指したまちづくりを進めていただきますよう切にお願いを申し上げまして、一般会計に対する私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同を賜りたくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は農業などの自営の方や他の医療保険に加入できない方々が安心して医療を受けていただくため、なくてはならない国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、来年度の診療報酬改定でも新型コロナウイルス感染症への対応・備えが重点課題とされています。このような中、令和3年度に国民健康保険税の税率改正があり、来年度は未就学児の均等割軽減が施行されるなど、被保険者の負担軽減措置が講じられており、また、従来からの特定健診や人間ドックなどの予防事業への取組、ジェネリック医薬品の推奨、医療費通知の実施などに積極的に取り組み、被保険者の健康管理や疾病の早期発見、早期治療に努める予算編成となっています。今後も被保険者の健康増進に貢献され、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうからは、議案第6号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算についての賛成討論と、そして、議案第7号 令和4年度和東町下水道事業特別

会計予算についての賛成討論を行いたいと思います。

令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。簡易水道事業については、この数年施設統合、料金改定など繰り返し議論を重ねてきたところであり、特に令和3年第3回定例会では料金改定が議案提案され、賛成多数で可決されたところで、本年4月から料金改定が行われます。収束もいまだ見えないコロナ禍において苦渋の決断をせざるを得なかったことは、令和4年4月からの水道料金値上げの中止、再検討を求める1,413名の署名活動などからも住民生活に直接関わる課題であることを真摯に受け止めるところです。しかしながら、令和4年度予算を審議したところ、令和3年度予算と比較して1,110万円の増額となっています。これは明らかに起債の償還が増額となったことが顕著に現れていると受け止めます。水道法第1条、この法律の目的、この法律は水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするとあります。この度の料金改定については、水道の基盤強化に要した事業費償返済の一部を補うため改定されたものであり、今回の歳入予算、水道使用料、現年度分に計上されているものの予算全体から見て、2億870万円に対し、償還額が1億2,252万円と予算全体の約6割を占めるといった状態になっています。この点だけを見ますと、決して健全な事業経営がなされてるとは言い難いところです。水道法の改正により、事業自体の公益企業化への移行、基盤強化を目的とした広域化など、令和5年度中には完成しなければならない業務も多々あると聞いています。水道事業は住民にとっては、選択肢がほぼないサービスです。生活に欠かせない水道水が供給できないといったところに陥ることはあってはならないことです。担当課にあっては、日々の管理に合わせ、施設の長寿命化など業務が繁忙することは察しますが、将来を見据え長期的な視点に立つての経営戦略を立案するだけでなく、中期短期の経営分析を行い、今後はより多くの情報発信をしていただき、住民が安心して暮らせる

ようご尽力いただくことを期待し、提案された令和4年度和東町簡易水道事業特別会計に賛成いたします。

委員各位におかれましてはご賛同を賜りますようお願いし、私の賛成討論といたします。

次に、令和4年度和東町下水道事業特別会計予算について賛成の立場から賛成討論を行います。

下水道は社会インフラとして欠くことのできない公共事業として水環境の改善と生活衛生の向上を担い、公共用水域の水質を保全するための重要な基盤施設と位置づけるものです。本町における下水道事業は施設稼働20年余りが経過し、そのほとんどの機器が耐用年数超過となり、近年は機器の更新を余儀なくされてきたことに伴い、施設、機器の長寿命化が求められ、令和2年度以来、ストックマネジメント計画策定に取り組まれてきたことの説明を受けています。また、令和3年度からは下水道法の改正や国の方針に伴い特別会計から公営企業会計への移行事業にも取り組まれているとのことで、大きな転換期に差しかかっていると受け止めています。

さて、令和4年度予算を見ますと、令和3年度予算に対して3,110万円の減額予算となっているものの、そのほとんどが建設時に発行した起債の償還であり、償還財源として一般会計からの繰入金で賄っているなど、大変厳しい経営となっていることはいまでもなく、経営改善に向けたさらなる取組を期待するところです。令和4年度予算では、新たな取組は見られないものの令和2年度から取り組まれてきたストックマネジメント計画、企業会計への移行など今後将来を見据えた事務事業に着手されることとなることから、課題を将来に先送りすることのないよう事務を進めていきたいと思っております。和東町はいまでもなく景観を生かしたまちづくり、さらには、この景観を観光産業へとつなげようと、町の地域資源活用にも取り組んでいます。景観施策に取り込む自治体として環境が資する役割は大変重要で水環境の創出を効率的かつ効果的な浄化施設管理の運営にも努めていきたい。令和4年度和東町下水

道事業特別会計予算は、将来に向けた取組予算として評価のできるものであり、下水道事業が担う住民の安心、快適な住環境整備に欠くことのできない事業予算として提案されているところから、賛成するものであります。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

私は、第8号と第9号の賛成討論を行います。

議案第8号 令和4年度和東町介護保険特別会計について賛成討論をいたします。

和東町においては、65歳以上の高齢者が令和4年3月1日現在、1,737人、高齢化率は47.3%で昨年同期に比べまして、16人減少しておりますが、高齢化率では0.6%の増となっている状況であります。要介護認定者につきましても、高齢化率と同様に1月末ではありますが、昨年度同期に比べまして、2人増の380人、0.5%の増となっております。令和4年度和東町介護保険特別会計予算保険事業勘定では介護給付費の増加により、前年度比0.5%増の7億1,500万円が計上となっておりますが、これは施設入所でのサービス利用を減少しており、居宅でのサービス利用の増加に伴うもので、コロナ禍にあってもこれまでのサービスを継続する方向を示すとともに、介護予防の事業についても町内の社会福祉法人の協力をいただきながら、生活支援サービス事業や認知症予防などを実施する内容となっております。また、地域包括支援センターにおいても、日常生活自立支援の推進により、認知症サポーターの養成など、認知症でも住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように、相談支援体制を整え、将来にわたって持続可能な介護保険制度を見据えた予算措置となっております。和東町の高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるようなサービスに必要な予算が計上されていることから、私は、令和4年度

和束町介護保険特別会計予算に賛成するものです。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

続きまして、議案第9号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現を目指すものとして平成20年度に創設され、丸14年が経過しようとしています。15年目となる令和4年度予算は、8,190万円が計上されており、令和3年度に比べ5.6%440万円の増となっております。増額の主な要因は第8期を迎える保険料で、特別徴収・普通徴収を合わせて約330万円へ増額されています。京都府全体での一人当たりの保険料の見込みは、8万8,673円、第7期に比べて3.2%、2,722円増の上げ幅となっております。医療給付費の増加、高齢者負担率の上昇、診療報酬の改定などが主な要因となっております。来年度は団塊の世代が75歳を迎えるため、医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少する中で、現役世代の負担を少しでも軽減させるため、10月から一定所得以上の後期高齢者の自己負担割合2割負担の導入が開始されます。また、保健事業ではジェネリック医薬品希望カードを利用し、医療費の適正化に取り組まれるとともに、健診事業も積極的に実施され、その受診率は約40%と比較的上位であり、今後は保健事業と介護予防などの一体的な取組にも期待するところであります。こうした取組を継続して実施し、後期高齢者の健康管理を通じて医療費の適正化につながることを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。



議案第3号 令和4年度和束町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第3号 令和4年度和束町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第6号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和4年度和束町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第7号 令和4年度和束町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号 令和 4 年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 8 号 令和 4 年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第 9 号 令和 4 年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 9 号 令和 4 年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る 3 月 23 日午前 9 時 30 分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 4 時 34 分 閉会

令和 4 年 3 月 3 1 日

予算特別委員会委員長 岡 田 勇